

大蔵委員会議録 第十二号

平成四年五月十四日(木曜日)
午後三時三十八分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君

理事 村上誠一郎君

理事 柳本 卓治君

理事 日笠 勝之君

理事 勝人君

理事 江口 一雄君

理事 狩野 勝君

理事 河村 建夫君

理事 関谷 勝嗣君

理事 林 大幹君

理事 山下 元利君

理事 佐藤 親樹君

理事 沢田 広君

理事 富塚 三夫君

理事 早川 勝君

理事 正森 成二君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

大蔵大臣 羽田 孜君

出席政府委員

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵大臣官房審議官 小川 是君

大蔵省証券局長 松野 九彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顯君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動
五月十三日

第一類第五号

大蔵委員会議録第十二号

平成四年五月十四日

辞任

池田 元久君

菅 直人君

同日

安田 範君

江田 五月君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

補欠選任

安田 範君

江田 五月君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

菅 直人君

同日

谷修君紹介(第一九七二号)

同(富塚三夫君紹介)(第一九七二号)

共済年金改善に関する請願(牧野隆守君紹介)(第二〇〇二二号)

同外三件(古屋圭司君紹介)(第二〇七二七号)

同(山本拓君紹介)(第二〇七二七号)

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(鈴木喜久子君紹介)(第二〇二六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

同日

消費税廃止・飲食料品即時非課税、課税最低限引き上げに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一九四〇号)

度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受け止め、その際、国会及び臨時行政改革推進委員会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきておりますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面におきましても改革を推進する必要があると考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む必要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第であります。

まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずることとしたものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

し上げます。

第一に、大蔵省に、行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置し、証券取引に係る違法行為であつて、市場の公正を害するものについての強制調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌させるとともに、その調査及び検査の結果に基づき、犯則事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分の勧告等を行うことができることとするほか、大蔵大臣が行う金融検査等について意見具申を行うことなどの改正を行うこととしております。

第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権限の拡充強化を図り、また、適正な規則の策定及び執行が確保されるようにする観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることとしております。

第三に、証券取引に係るルールの明確化を図る観点から、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は是正命令の対象とする等適達の法律化を行うこととしております。

第四に、法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、相場操縦的行為、損失補てんなど、当該犯罪の社会的影響が重大であること等の要件を満たすものについて、これらにより処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の三百万円、百万円からそれぞれ三億円、一億円に引き上げることとしております。

第五に、店頭売買有価証券に係る不正取引を防止する観点から、相場操縦的行為の禁止、内部者取引規制等の不正取引規制について、所要の規定の整備を行うこととしております。

その他、行き過ぎた大量推奨販売を禁止行為の対象とする等証券取引等の公正の確保のため所要の措置を講ずることとしております。

次に、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に即応

し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図るためのものであります。このため、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入を初めとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施することとし、所要の措置を講ずるものであります。

以上が、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○太田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、明十五日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案
証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引法の一部改正

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 証券業協会」を「第四章 証券取引等監視委員会」に改める。

証券業協会
設立及び業務
「第六章 証券取引等監視委員会」を「第七章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第六章 有価証券の取引等に関する規制」を「第七章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第七章 証券取引等監視委員会」を「第八章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第八章 証券取引等監視委員会」を「第九章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第九章 証券取引等監視委員会」を「第十章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十章 証券取引等監視委員会」を「第十一章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十一章 証券取引等監視委員会」を「第十二章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十二章 証券取引等監視委員会」を「第十三章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十三章 証券取引等監視委員会」を「第十四章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十四章 証券取引等監視委員会」を「第十五章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十五章 証券取引等監視委員会」を「第十六章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十六章 証券取引等監視委員会」を「第十七章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十七章 証券取引等監視委員会」を「第十八章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十八章 証券取引等監視委員会」を「第十九章 証券取引等監視委員会」に改める。

「第十九章 証券取引等監視委員会」を「第二十章 証券取引等監視委員会」に改める。

一 資本、準備金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額が、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として大蔵省令で定めるものの合計額を下回り、又は下回るおそれがある場合として大蔵省令で定める場合

第五十四条第一項第三号中「業務又は」を削り、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

大蔵大臣は、証券会社の業務の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 有価証券の買付け若しくは売付け又はその委託について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがある場合

二 前号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

第五十四条第三項中「第一項」を「前二項」に、「場合」に、「これ」を「場合について」に改める。

第五十八条から第六十条までを削り、第五十七條の三を第六十条とし、第五十七條の二を第五十九條とし、第五十七條を第五十八條とし、第五十六條を第五十七條とし、第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十六條 大蔵大臣は、前条の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正

の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第六十二條第三項中「提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同項第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、「証券会社」の下に「（第六十五條の二第三項に規定する認可を受けた金融機関を含む。次条第一項並びに第六十四條の五第一項及び第五項において同じ。）」を、「営業所」の下に「又は事務所」を加える。

第六十四條の三第一項中「一」を「いずれかに」、「六箇月」を「二年」に改める。

第六十四條の五 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、第六十七條第一項に規定する証券業協会（以下この条から第六十四條の七まで及び第六十六條の二において「協会」という。）に、第六十二條、第六十三條及び前三條に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所屬する証券会社の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四條の七において「登録事務」という。）を行わせることができる。

大蔵大臣は、前項の規定により協会上に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十二條第五項の規定による登録、第六十四條の二の規定による届出に係る登録の変更、第六十四條の三第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定に

よる登録の抹消をした場合には、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

大蔵大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所屬する証券会社の外務員が第六十四條の三第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

第六十四條の六 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会上に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

第六十四條の七 第六十四條の五第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十二條第三項の規定による登録の申請に係る不作爲、第六十三條第一項の規定による登録の拒否又は第六十四條の三第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、大蔵大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第六十五條の二第三項中「及び第四十六條から第四十八條まで」を「第四十六條から第四十八條まで、第六十二條から第六十四條の四まで、第六十四條の六、第六十四條の七及び第六十六條の二」に改め、「この条」の下に「第六十八條第三項」を加え、「第五十條」を「第四十九條の二及び第五十條」に改め、同条第五項中「（第三号に限る。）」を「第五十七條の二及び第六章」を「第五十九條及び第七章」に改め、「場合」の下に「について」を加える。

第三章中第六十六條を第六十六條の四とし、第六十五條の三を第六十六條の三とし、第六十

五條の二の次に次の二條を加える。

第六十六條 大蔵大臣は、前条第七項（同条第八項において読み替へて適用する場合を含む。）の規定による権限（国債証券等の売買その他の取引又は第六十五條第二項第二号に掲げる取引に係る行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第六十六條の二 大蔵大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

第四章を次のように改める。

第四章 証券業協会

第六十七條 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。

協会は、法人とする。

協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六十八條 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。

証券会社は、協会を設立しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた金融機関は、認可を受けた業務を行う範囲において、前二項並びに第七十九條の六第一項及び第二項の規定の適用については、証券会社とみなす。

第六十九條 前条第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請

書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員及び協会の氏名又は名称

前項の認可申請書には、定款その他の規則その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十条 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一定款その他の規則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。

一 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であること。

二 認可申請者が第三十五条第一項（第六十五條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその受けているすべての種類の免許（第六十五條の二第三項において準用する場合にあつては、認可）を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 役員のうち第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第七十一条 大蔵大臣は、第六十九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

大蔵大臣は、第六十八条第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面をもつて認可申請者に通知しなければならない。

この場合において、認可をしない旨の通知には、その理由を示さなければならない。

第七十二条 大蔵大臣は、協会がその設立の認可を受けた当時第七十条第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、その認可を取り消すことができる。

第七十三条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

第七十四条 協会の定款には、次に掲げる事項（第十一号に掲げる事項にあつては、次条第一項の登録に関する事務を行う協会に限る。）を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 協会員に関する事項
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 理事会その他の会議に関する事項
- 八 業務の執行に関する事項
- 九 規則の作成に関する事項
- 十 協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決に関する事項
- 十一 次条第一項の登録及び当該登録を受けた有価証券に関する事項
- 十二 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引

の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十三 会費に関する事項

十四 会計及び資産に関する事項

十五 公告の方法

協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第七十五条 協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、協会が行う有価証券の売買の価格を公表することが必要かつ適当であると認めるときは、その有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備へる店頭売買有価証券登録簿に登録することができる。

協会は、店頭売買有価証券登録簿の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備へ置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十六条 協会は、前条第一項の登録に関する事務を行うおとるときは、その規則において当該登録及び当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に関し、次に掲げる事項を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

- 一 登録及びその取消しの基準及び方法
- 二 売買価格の報告及び発表に関する事項
- 三 売買その他の取引の契約の締結の方法
- 四 受渡しその他の決済方法
- 五 売買その他の取引の勧誘に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、店頭売買有

価証券の売買その他の取引に関し必要な事項

第七十七条 協会は、第七十五条第一項の登録をし、又はこれを取り消したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第七十八条 協会は、第七十六条の規則において、その登録する店頭売買有価証券（株券に限る。）の発行者が新たに発行する株券について、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合は、第七十五条第一項の登録を行う旨の規定を定めなければならない。

第七十九条 大蔵大臣は、次の各号に掲げる場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、協会に対し、理由を示し店頭売買有価証券の登録を取り消すことを命ずることができる。

一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合、当該店頭売買有価証券を登録する協会

二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合、当該発行者及び当該店頭売買有価証券を登録する協会

第七十九条の二 協会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なくその所属する協会に報告しなければならない。

- 一 自己又は他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買が成立した場合、当該売買に係る有価証券の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量
- 二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該

売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合、当該売付け又は買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格

三 他人の計算において行う店頭売買有価証券の売買を受託した後、当該受託に係る売買が成立していない場合として大蔵省令で定める場合、当該受託に係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該受託に係る価格

第七十九条の三 協会は、前条の規定に基づき、その登録する店頭売買有価証券について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に、毎日の売買高及び価格をその協会に通知しなければならない。

協会は、その協会の行う店頭売買有価証券の売買その他の取引について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に、毎日の価格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第七十九条の四 協会は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の店頭売買有価証券の店頭売買報告書を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

第七十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 協会員
第七十九条の六 協会の協会員は、証券会社に限る。

協会は、その定款において、第四項に定める場合を除くほか、証券会社は何人も協会員として加入することができ旨を定めなければならない。ただし、証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、協会の加入を制限する場合は、この限りではない。

協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

第七十九条の七 協会は、その定款において、法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に違反した協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第三節 管理
第七十九条の八 協会の役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。会長は、協会の代表者として、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。監事は、協会の事務を監査する。

役員が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の九 大蔵大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、当該役員に通知して当該役員をして審問を行わせ

た後、協会に対し理由を示し当該役員の解任を命ずることができる。

第七十九条の十 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があるとき、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第七十九条の十一 協会の役員若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第四節 監督
第七十九条の十二 大蔵大臣は、協会の定款その他の規則について、協会に対し通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の命令をすることができる。

第七十九条の十三 大蔵大臣は、協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該協会の定款その他の規則（以下この条において「法令等」という。）に違反した場合又は協会員若しくは店頭売買有価証券の発行者が法令等に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つた場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該協会に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、そ

の役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十九条の十四 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会若しくは店頭売買有価証券の発行者に対し当該協会の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該協会の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第七十九条の十五 大蔵大臣は、前条の規定による権限（有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る協会の業務として政令で定める業務に關するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第七十九条の十六 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
二 前事業年度末における財産目録
三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第五節 雑則
第七十九条の十七 協会は、投資者から協会の行う業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、

又は資料の提出を求めることができる。

協会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員に周知させなければならない。

第七十九条の十八 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の十九 協会は、次の事由により解散する。

一 定款に定める事由の発生

二 総会の決議

三 協会員の数が五人以下となつたこと。

四 破産

五 協会の設立の認可の取消し

協会の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

協会が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

前三項に定めるもののほか、協会の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十三条第一項中「次の各号」を「次に掲げる基準」に改め、同項第一号中「の公正を確保し、及び」を「を公正かつ円滑ならしめ、並びに」に改める。

第八十五条の二第二項に後段として次のように加える。

証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 何人も、有価証券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により次に掲げる取引をしてはならない。

一 有価証券の売買取引

二 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引

第八十八条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 規則の作成に關する事項

第八十八条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に關する事項

第五章第四節中第七七条の前に次の一条を加える。

第六六条の二 有価証券市場は、有価証券の売買取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第七七条の二第二項中「第百二十七条を」「第百二十八条に」「第百五十七條、第百六十三條及び第百八十四條を」「第百六十一條、第百七十二條、第百七十八條及び第百八十八條」に改める。

第一百十條中「以下第百二十五条第一項を除き、」を「第百五十九條第一項を除き、以下」に改める。

第百二十五條から第百二十七條までを次のように改める。

第百二十五條から第百二十七條まで 削除
第百三十三條を次のように改める。
第百三十三條 削除
第百三十四條に次の一項を加える。

証券取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第百五十四條の次に次の一条を加える。

第百五十四條の二 大蔵大臣は、前条の規定による制限（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に關するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第百五十五條第一項中「一に」を「いずれかに」「掲げる」を「定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つたとき、その設立の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき、十日以内の期間を定めて有価証券市場における有価証券の売買取引等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は開議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第百五十五條第二項を次のように改める。

前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十七條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号を削り、同条第一号の二を同条第一号とし、同条第四号中「第百八十七條を」「第百九十二條」に改め、同条を同条第十号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 第百五十七條又は第百五十九條第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

九 第百五十八條の規定に違反した者

第百九十七條第二号中「第百五十八條、第百九十五條又は第百九十一條第一項」を「第百八十七條の二第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第一号の六を同条第五号とし、同条第一号の五を同条第四号とし、同条第一号の四を同条第三号とし、同条第一号の三を同条第二号とする。

第百九十八條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第二十七條の八第七項若しくは第九項又は第百九十一條第二項」を「又は第二十七條の八第七項若しくは第九項」に改め、同条に次の一号を加える。

証券市場における有価証券の売買取引等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき、十日以内の期間を定めて有価証券市場における有価証券の売買取引等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は開議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第百五十五條第二項を次のように改める。

前項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十七條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号を削り、同条第一号の二を同条第一号とし、同条第四号中「第百八十七條を」「第百九十二條」に改め、同条を同条第十号とし、同条第三号を同条第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 第百五十七條又は第百五十九條第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

九 第百五十八條の規定に違反した者

第百九十七條第二号中「第百五十八條、第百九十五條又は第百九十一條第一項」を「第百八十七條の二第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第一号の六を同条第五号とし、同条第一号の五を同条第四号とし、同条第一号の四を同条第三号とし、同条第一号の三を同条第二号とする。

第百九十八條中「懲役又は」を「懲役若しくは」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第二十七條の八第七項若しくは第九項又は第百九十一條第二項」を「又は第二十七條の八第七項若しくは第九項」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第百八十七條の二第二項の規定に違反した者

第百九十九條中「金融機関」の下に「証券業者

第二百二条を次のように改める。

業協会、」を加え、同条第一号中「第八十五条の二第二項」を「第六十四条の五第三項、第七十四

条第二号中「第七十二条、第七十七条」を「第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、

第百九十四条の三中「大蔵大臣は」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「施行

条、第六十六條、第七十九條の十五及び第五十四條の二の規定により証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）に、「をして行わせるを」に委任するに改め、同条に次の二項を加える。

委員会は、第五十六條、第六十六條、第七十九條の十五及び第五十四條の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

委員会は、前項の規定による委任を行ったときは、その内容を公示するものとする。

第九十四條の三の次に次の一条を加える。
第九十四條の四 委員会が第五十六條、第六十六條、第七十九條の十五及び第五十四條の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第八十八條から第九十二條までを削る。
第八十七條第一項中「且つ」を「かつ」に、「申立」を「申立て」に、「基づく」を「基づく」に、「なし、又はなそう」を「行い、又は行おう」に改め、同条第三項中「前二項に規定するを」を「前二項の」に改め、同条第四項中「に規定する裁判」を「の裁判について」に、「により、これを行う」を「の定めるところによる」に改め、同条を第九十二條とする。

第八十六條中「第八十三條第一号」を「第八十七條第一号」に、「大蔵省令の」を「大蔵省令で」に改め、同条を第九十一條とする。
第八十五條第一項中「第七十六條（第七十九條の十四）に、「第八十三條第四号」を「第八十七條第四号」に、「当該職員をして検査させる場合においては、これに」を「検査をする職員は、」に、「携帯させ」を「携帯し、検査の相手方に提示し」に改め、同条第二項を次のよ

うに改め、同条を第九十條とする。

前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八十四條の二を第九十條とする。

第八十四條中「この法律の他の規定において定める場合の外、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて」を「別にこの法律で定める場合のほか」に改め、同条を第八十八條とする。

第八十三條中「第五十七條」を「第七十二條」に、「第八十七條」を「第九十二條」に、「申立」を「申立て」に、「左の各号に」を「当該職員に、次に」に、「処分をする」を「処分をさせる」に改め、同条第一号中「又は参考人」を「若しくは参考人」に、「当該職員をしてその意見を聴取させ」を「意見を聴取し」に、「こと」を「こと」に改め、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと」に改め、同条第四号中「当該職員をして」を削り、「させること」を「すること」に改め、同条を第八十七條とする。

第八十二條第一項中「正当の事由がなくこれに」を「正当な理由がないのに」に改め、同条第二項中「明か」を「明らか」に改め、同条第三項中「すべてこれを公開しなければならぬ」を「公開して行う」に、「但し」を「ただし」に、「これを公開しないことができる」を「この限りでない」に改め、同条を第八十六條とする。
第八章を第九章とする。

第七十一條から第八十一條までを削る。
第七十條中「第六十八條」を「第八十三條」に、「外」を「ほか」に改め、第七章中同条を第八十五條とする。
第六十九條を第八十四條とする。
第六十八條第一項を次のように改める。
審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
第六十八條第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条を第八十三條とする。

第六十七條中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八十二條とする。

第六十六條第一項中「委員十三人を以て、これを」を「二十人以内の委員で」に改め、同条第二項中「これを」を削り、同条を第八十一條とする。

第六十五條を第八十條とする。

第七章を第八章とする。

第六十四條中「第五十九條第一項」を「第七十四條第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「仲介」を「仲介」に改め、第六章中同条を第七十九條とする。

第六十三條中「第五十九條第一項」を「第七十四條第一項」に改め、「対し」を削り、同条を第七十八條とする。

第六十二條中「第五十九條第一項」を「第七十四條第一項」に改め、同条を第七十七條とする。

第六十一條中「第五十九條第一項」を「第七十四條第一項」に、「署名押印した上、これを」を「署名押印して」に改め、同条を第七十六條とする。

第六十條中「争ひ」を「争ひの」に改め、同条を第七十五條とする。

第五十九條第一項中「第五十七條」を「第七十二條」に、「申立」を「申立て」に、「争ひ」を「争ひの」に改め、「作成させる」の下に「ものとする」を加え、同条第二項中「自身で」を「自ら」に、「但し、已むを得ない」を「ただし、やむを得ない」に、「代理人をして」を「代理人を」に改め、同条を第七十四條とする。

第五十八條中「申立は、左に」を「申立ては、次に」に改め、「これを」を削り、同条第二号中「争ひ」を「争ひの」に改め、同条第三号中「申立」を「争ひの」に改め、同条第四号中「争ひの」を「争ひの」に改め、同条第六号中「申立」を「申立て」に改め、同条を第七十三條とする。
第五十七條を第七十二條とする。

第六章を第七章とし、第五章の二の次に次の一章を加える。

第六章 有価証券の取引等に関する規制
第五十七條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせるために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

第五十八條 何人も、有価証券の募集、売却し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

第五十九條 何人も、他人をして証券取引所に上場する有価証券、有価証券指数又はオプションについて、有価証券の売買取引等が繁盛に行われていると誤解させる等当該有価証券の売買取引等の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該有価証券について、その権利の移転を目的としない仮装の売買取引をするこ

勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を

有している株主をいう。以下この条から第六十六條までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の第二條第一項第四号若しくは第六号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券」という。）又は特定有価証券の売買取引に係るオプションの買付け又は売付け（オプションにあつては、取得又は付与。以下この条及び次条において同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券又は特定有価証券の売買取引に係るオプション（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大蔵省令で定めるところにより、その売買（オプションの付与又は取得を含む。以下この項及び次条において同じ。）に関する報告書を売買があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け又は売付けを証券会社に委託して行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社を経由して提出するものとする。当該買付け又は売付けの相手方が証券会社であるときも、同様とする。

第六十四條 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてその買付けをした後六月以内に売付けをし、又は売付けをした後六月以内に買付けをして利益を得た場合において

は、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

当該上場会社等の株主が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に關し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前に、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立てをすることができる。

前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買を行つていない旨の申立てがあつた

場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

大蔵大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合に、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日以前において大蔵大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

前各項の規定は、主要株主が買付けをし、又は売付けをしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行つた買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合においては、適用しない。

第四項において、大蔵大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第六十五條 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券の売付けであつて、その売付けに係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）又は付与（当該オプションの

行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）であつて、取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

第六十六條 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買（オプションにあつては、付与又は取得をいう。）その他の有価の譲渡又は譲受け（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その他の職務に關し知つたとき。

二 商法第二百九十三條ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に關し知つたとき。

三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に關し知つたとき。

四 当該上場会社等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、

その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの。当該契約の締結又は履行に關し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等の業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。）その者の職務に關し知つたとき。

前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式、転換社債及び新株引受権付社債の発行

ロ 資本の減少

ハ 株式の分割

ニ 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（その一株当たりの額又は方法が直近の利益の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。）

ホ 合併

ヘ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

ト 解散（合併による解散を除く。）

チ 新製品又は新技術の企業化

リ 業務上の提携その他のイからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二 一次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害又は業務に起因する損害

ロ 主要株主の異動
ハ 特定有価証券等の上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実
ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三 当該上場会社等の売上高、経常利益又は純利益（以下この条において「売上高等」という。）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買等をしてはならない。

第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等について、当該上場会社等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等が提出した第二十五条第一項に規定する書類にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定に

より公衆の縦覧に供されたことをいう。
第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権を有する者が当該新株の引受け権を行使することにより株式を取得する場合
二 転換社債を有する者がその転換の請求により株式を取得する場合
三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け（オプショナルにあつては、取得（オプショナルの行使により当該行使をした者が当該オプショナルに係る特定有価証券の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をいう。）その他の有価の譲受けをする場合
五 第五百九十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）又は当該社債券の売買取引に係るオプショナルの売買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除く。）
七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を有価証券市場によらないで（当該売買等に係る特定有価証券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券

は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う売買等によらないで）する場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つていない場合を除く。）

八 上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかでない場合（大蔵省令で定める場合に限る。）

第九百六十七条 次の各号に掲げる者（以下この条において「公開買付者等関係者」という。）であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等証券取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するもの（以下この条において「上場株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるもの（以下この条において「公開買付け等」という。）をする者（以下この条において「公開買付者等」という。）の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「株券等」

という。又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付けその他の有償の譲受け（以下この条において「買付け等」という。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等又は当該株券等の売買取引に係るオプションの売付けその他の有償の譲渡（以下この条において「売付け等」という。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

- 一 当該公開買付者等の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知つたとき。
- 二 当該公開買付者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む）当該権利の行使に関し知つたとき。
- 三 当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。
- 四 当該公開買付者等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のものの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。
- 五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等であ

る当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付け等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。その者の職務に關し知つたとき。

前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

第一項に規定する買付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとし、同項に規定する売付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとする。

公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等

の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）は、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の発行する株券等の売付け等をしてはならない。

第一項、第二項及び前項の公表がされたとは、公開買付け等事実について、当該公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと、第二十七条の三第一項の規定による公告若しくは第二十七条の十一第二項の規定による公告若しくは公表がされたこと又は第二十七条の十四第一項の規定により同項の公開買付届出書若しくは公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたことをいう。

第一項及び第四項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 新株引受権を有する者が当該新株の引受権を行使することにより株券を取得する場合
- 二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合
- 三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等の買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限る。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場株券等（上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付者等に当該上場株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場株券等の買付け等をする場合に限る。）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該上場株券等（上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六 第五百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより株券等の買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が、当該公開買付け等の実施に関する事実を知っている者から買付け等を有価証券市場によらないで（当該買付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う買付け等によらないで）する場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知つた者が、当該公開買付け等の中止に関する事実を知っている者に売付け等を有価証券市場によらないで（当該売付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う売付け等によらないで）する場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第四項の規定に違反して売付け等が行

第二百六十九條 何人も、有価証券の發行者、引受人、証券会社又は第二十七條の第三項に規定する公開買付者等から対価を受け、又は規定する公開買付者等から対価を受け、又は規定するべき約束をして、有価証券、有価証券の發行者又は同條第二項に規定する公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意圖を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行ふ旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受

に掲げる有価証券の発行者若しくは売出しを行ふ者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の募集又は売出しに際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問わず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができるとを含む。以下この項において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができるとを含む。）の供与（商

前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき

関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

第二百二十五条 委員会職員は、臨検、搜索又は

差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができ、

前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができ、

第二百十六条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができ、

第二百十七条 委員会議員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所を臨検、捜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない、

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない、

女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない、ただし、急速を要する場合はこの限りでない、

第二百十八条 委員会議員は、臨検、捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる、

第二百十九条 委員会議員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない、ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足り、

第二百二十条 委員会議員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件

若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない、

第二百二十一条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会議員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる、

第二百二十二条 委員会議員は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない、

委員会議員は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない、

前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する、

第二百二十三条 委員会議員は、犯罪事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない、

第二百二十四条 財務局又は財務支局の職員のうち、犯罪事件の調査を担当する者として、財務局長又は財務支局長が委員会の承認を得て指定した者（以下この章において「財務局等職員」という。）は、委員会議員とみなして第二百十條から前条までの規定を適用する、

この場合において、第二百一十條中「委員会」とあるのは、「その所属する財務局又は財務支局」と、前二條中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とする、

局長又は財務支局長を指揮監督する、

委員会議員は、犯罪事件の調査に關し、必要があるとき、財務局等職員を直接指揮監督することができる、

第二百二十五条 財務局等職員は、犯罪事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行することができる、

第二百二十六条 委員会議員は、犯罪事件の調査により犯罪の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない、

前項の領置物件又は差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に通知しなければならない、

前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定によつて押収されたものとみなす、

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会議員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない、

（外国証券業者に関する法律の一部改正）
第二条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二條」を「第三十二條の二」に改める、
第十七條第一項中「預託」の下に「誠実公正の原則」を加える、
第十八條を次のように改める、
第十八條 削除、
第二十一條の次に次の一條を加える、
（証券取引等監視委員会への委任）
第二十一條の二 大蔵大臣は、前條の規定によ

る権限（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に關するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する、ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない、

第二十二條中「抹消」を「抹消」、第六十四條の六（登録手数料の納付）及び第六十四條の七（審査請求）に改める、

第二十三條中「第五十六條」を「第五十七條」に、「第五十七條の二」を「第五十九條」に、「第五十六條第一項」を「第五十七條第一項」に、「第五十七條の二第一項」を「第五十九條第一項」に改める、

第二十六條中「第八十四條」を「第八十八條」に改め、同條後段を削る、
第二十七條中「第六章」を「第七章」に改める、
第二十八條中「第八十二條」を「第八十六條」に、「行なわされる」を「行わされる」に改め、同條第四號中「第六十三條」を「第七十八條」に改める、

第二十九條の見出し中「証券」を「証券等」に改め、同條第一項中「第八十三條」を「第八十七條」に、「第五十七條」を「第七十二條」に、「第八十七條」を「第九十二條」に改め、同條第二項中「第八十五條（検査職員の証票）」を「第九十條（検査職員の証票等）」に、「第八十三條第四號」を「第八十六條」を「第九十一條」に、「第八十三條第一號」を「第八十七條第一號」に改める、

第三十條中「第八十七條」を「第九十二條」に改める、

第三十二條の見出し中「権限」を「財務局長等への権限」に改め、同條中「この法律に規定する大蔵大臣の権限は、大蔵省令で定めるところに

る権限（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に關するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する、ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない、

より、その「を」大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第二十一条の規定により証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）の「に」改め、同条に次の二項を加える。

2 委員会は、第二十一条の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定による委任を行ったときは、その内容を公示するものとする。

第四章第三十二条の次に次の一条を加える。

（報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て）
第三十二条の二 委員会が第二十一条の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第三十三条第二号中「第百八十七条」を「第百九十二条」に改める。

第三十七條第一号中「第百八十四条」を「第百八十八条」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 則除
第三十七條第八号中「第百八十三條第四号」を「第百八十七條第四号」に改め、同条第十号中「第百八十四條」を「第百八十八條」に改める。

第三十八條第一項中「第三十四條、第三十五條又は第三十七條」を「第三十四條、第三十五條又は第三十七條」に改め、次の各号に掲げる規定に「又は人に対して」を「に」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して「に」改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十四條第六号 一億円以下の罰金刑
二 第三十四條（第六号を除く。）第三十五

条又は前条 各本条の罰金刑
第三十八條の次に次の一条を加える。

第三十八條の二 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八條第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、証券取引法第二百十條第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第十一章（犯則事件の調査等）の規定を適用する。

第三十九條第一項第二号中「第五十四條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第三号中「第五十六條」を「第五十七條」に、「第五十七條の二」を「第五十九條」に改める。

第四十條第三号中「第百八十三條第一号」を「第百八十七條第一号」に改め、同条第四号中「第百八十三條第三号」を「第百八十七條第三号」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）
第三十條 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條」を「第三十四條の二」に、「第九十條」を「第九十條の二」に、「第五章 罰則（第九十四條—第一百五條）」を「第五章 罰則（第九十四條—第一百五條）」に改める。

（第九十四條—第一百五條）に改める。

事件の調査等（第百六條—第百二十三條）に改める。

第十一條中第十四號を第十六號とし、第十號から第十三號までを二號ずつ繰り下げ、第九號を第十號とし、同號の次に次の一號を加える。

十一 規則の作成に関する事項
第十一條中第八號を第九號とし、第七號を第八號とし、第六號を第七號とし、第五號の次に次の一號を加える。

六 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守

守の状況の調査に関する事項
第十四條第一号中「の公正を確保し」を「を公正かつ円滑ならしめ」に改める。

第十七條第二項に後段として次のように加える。

金融先物取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第二十八條中「処分又は」を「処分若しくは」に、「違反した」を「違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした」に改める。

第二章第五節第三十五條の前に次の一条を加える。

（運営目的）
第三十四條の二 金融先物市場は、金融先物取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護に資するよう運営されなければならない。

第四十九條に次の一項を加える。

3 金融先物取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第五十二條の次に次の一条を加える。

（立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任）
第五十二條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限（金融先物取引所に対するものにあつては金融先物取引の公正の確保に係る金融先物取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限るものとし、会員に対するものにあつては金融先物取引又はその受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

受託契約準則を「受託契約準則その他の規則」に、「違反した場合において」を「違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず」に、「若しくは当該定款等を」を「当該定款等若しくは当該取引の信義則を」に、「当該定款に」を「定款その他の規則に」に、「又は一年」を「一年」に改め、「一部の停止」の下に「を命じ、その業務の方法の変更を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすること」を加える。

第七十七條の次に次の一条を加える。

（立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任）
第七十七條の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第八十三條の次に次の一条を加える。

（金融先物取引所等の会員でない金融先物取引業者に対する監督）
第八十三條の二 大蔵大臣は、金融先物取引所の会員となつておらず、又は第八十五條に規定する金融先物取引業協会（以下この条において「協会」という。）に加入していない金融先物取引業者の行う金融先物取引等の受託等について、公益を害し、又は委託者保護に欠けることのないよう、金融先物取引所又は協会の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

第八十七條中第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號の次に次の一號を加える。

三 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

第八十八条の次に次の三条を加える。

(変更等の届出)

第八十八条の二 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(協会員に対する制裁)

第八十八条の三 協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(秘密保持義務)

第八十八条の四 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三章第四節第九十条の次に次の一条を加える。

(立入検査等の権限の証券取引等監視委員会に対する委任)

第九十条の二 大蔵大臣は、前条の規定による権限(金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係る協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、大蔵大臣が自ら行うことを妨げない。

第九十一条の次に次の二条を加える。

(受託等のための不正行為の禁止)

第九十一条の二 何人も、金融先物取引等の受託等のため、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

(虚偽の相場公示の禁止)

第九十一条の三 何人も、金融先物市場の相場を偽つて公示してはならない。

第九十二条の見出し中「権限」を「財務局長等への権限」に改め、同条中「この法律による権限」を「この法律の規定による権限(第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任されたものを除く。)」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 委員会は、第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定による委任を行つたときは、その内容を公示するものとする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第九十二条の二 委員会が第五十二条の二、第七十七条の二及び第九十条の二の規定により行つた報告又は資料の提出の命令(前条第二項の規定により財務局長又は財務支局長が行つた場合を含む。)についての行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十四条第一号を削り、同条第二号中「又は第四十四条」を削り、同条第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 第四十四条の規定に違反した者

第九十四条の次に次の一号を加える。

六 第九十一条の二の規定に違反した者

第九十七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 第九十一条の三の規定に違反した者

第百条中「第三十四条の下に」又は「第八十八条の四」を加える。

第百一条第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第二項前段」に改める。

第百二条中「第九十四条から第九十七条まで

又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」とを「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第九十四条第二号 三億円以下の罰金刑

二 第九十四条(第二号を除く。)、第九十五条から第九十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第百四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十七条第二項後段、第四十九条第三項又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者

本則に次の一章を加える。

第六章 犯罪事件の調査等

(質問、検査又は領置等)

第百六条 証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。)の職員(以下この章において「委員会職員」という。)は、犯罪事件(前章の罪のうち、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯罪嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯罪嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯罪嫌疑者等に対して質問し、犯罪嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯罪嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2 委員会職員は、犯罪事件の調査について、官公署又は公の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押え)

第百七条 委員会職員は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、

委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯罪事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯罪の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

(臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限)

第百八条 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第百九条 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第百十条 委員会職員は、この章の規定により

又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」とを「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第九十四条第二号 三億円以下の罰金刑

二 第九十四条(第二号を除く。)、第九十五条から第九十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第百四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十七条第二項後段、第四十九条第三項又は第八十八条の二の規定に違反して、届出を怠つた者

本則に次の一章を加える。

第六章 犯罪事件の調査等

(質問、検査又は領置等)

第百六条 証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。)の職員(以下この章において「委員会職員」という。)は、犯罪事件(前章の罪のうち、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。)を調査するため必要があるときは、犯罪嫌疑者若しくは参考人(以下この項において「犯罪嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯罪嫌疑者等に対して質問し、犯罪嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯罪嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2 委員会職員は、犯罪事件の調査について、官公署又は公の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押え)

第百七条 委員会職員は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、

委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 委員会職員は、第一項又は前項の許可状(以下この章において「許可状」という。)を請求する場合においては、犯罪事件が存在すると認められる資料を提供しなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押えすべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならぬ旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯罪嫌疑者の氏名又は犯罪の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせることができる。

(臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限)

第百八条 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第百九条 臨検、捜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第百十条 委員会職員は、この章の規定により

第百十四条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第百十九条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

3 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定

し、第三十五号の五を第三十五号の六とし、第三十五号の四の次に次の一号を加える。

三十五の五 金融先物取引を監視すること。

第五号第四十六号中「登録し」を「の設立を認可し」に改め、同条第四十八号の次に次の一号を加える。

四十八の二 証券取引を監視すること。

第六号第二項中「受け」を「受けて」に改める。
第二十五号を第四十一号とし、第二十四号を第四十号とする。

第二十三号第二項中「外」を「ほか」に改め、第四章中同条を第三十九号とする。

第三章第三節中第二十二号を第三十八号とし、第二十一号を第三十七号とする。

第三章第二節中第二十号を第三十六号とする。

第三章第一節中第十九号を第三十五号とし、第十八号を第三十四号とし、第十七号を第三十三号とする。

第十六号中「基いて」を「基づいて」に改め、第三章第一節中同条を第三十二号とする。

第二章第三節中第十五号を第三十一号とし、第十一号から第十四号までを十六号ずつ繰り下げる。

第十号第一項中「左の」を「次の」に改め、第二章第三節中同条を第二十六号とし、同節を同章第四節とする。

第二章第二節中第九号を第二十五号とし、第八号を第二十四号とし、第七号を第二十三号とし、同節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 証券取引等監視委員会

(設置)

第七号 本省に、証券取引等監視委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。
(所掌事務及び権限)

第八号 委員会は、第四号第八十六号及び第九十七号の八に掲げる事務をつかさどる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため、第五号第三十五号の五及び第四十八号の二に掲げる権限を行使する。
(職権の行使)

第九号 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十号 委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第十一号 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、大蔵大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、大蔵大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第十二号 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第十三号 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受け

たとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十四号 大蔵大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第十五号 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

(服務)

第十六号 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、大蔵大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第十七号 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第十八号 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勸告)

第十九号 委員会は、証券取引法（昭和二十三

年法律第二十五号）その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行ふべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができ

る。

2 大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、大蔵大臣に対し、第一項の勧告に基づいて採つた措置について報告を求めることができる。

(建議)

第二十号 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができ

る。

(大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等)

第二十一号 大蔵大臣は、その行う金融、外国為替及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査（委員会の所掌に属するものを除く）で政令で定めるもの（以下この条において「金融機関等検査」という。）に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならぬ。

2 大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる。

(公表)

第二十二号 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中大蔵省設置法第二章第一節の次に一節を加える改正規定(第十一条第一項のうち両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第四条及び第六条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(外務員の登録に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第六十五条の二第一項の認可を受けている銀行、信託会社その他同項の政令で定める金融機関は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は、第一条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第六十五条の二第三項において準用する新証券取引法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につきその期間内に同項の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第三条 旧証券取引法第六十二条第一項の規定により施行日前に登録を受けた外務員が施行日前に旧証券取引法第六十四条の三第一項第二号に該当することとなった場合における新証券取引法第六十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「六月」とする。

(証券業協会に関する経過措置)

第四条 この法律の公布の際旧証券取引法第六十七条第一項の規定により登録を受けている証券業協会(以下「旧協会」という。)は、施行日前においても、新証券取引法第七十四条の規定の例により、定款を変更し、大蔵大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定による定款の変更は、施行日にその

の効力を生ずるものとし、旧協会は、同項の規定により認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新証券取引法の規定による証券業協会として存続するものとする。

第五条 この法律の施行の際現に証券業協会に類似する名称を用いている者については、新証券取引法第六十七条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 附則第四条第一項の認可を受けた旧協会等、その規則の定めるところにより原簿を備えて有価証券の種類及び銘柄を登録し、当該有価証券の売買の価格を公表する業務を行っているものは、施行日前に、新証券取引法第七十六条の規定の例により、当該規則につき、必要な変更を加え、大蔵大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた規則は、新証券取引法第七十六条の規定により認可を受けた規則とみなし、当該規則の定めるところにより当該旧協会が行う同項の業務に係る同項の原簿は、新証券取引法第七十五条に規定する店頭売買有価証券登録簿とみなし、この法律の施行の際現に当該原簿にその種類及び銘柄が登録されている有価証券は、新証券取引法第七十六条に規定する店頭売買有価証券とみなし、当該有価証券の種類及び銘柄の当該原簿への登録は、附則第四条第二項の規定により新証券取引法の規定による証券業協会として存続するものとする。当該旧協会が新証券取引法第七十五条第一項の規定により施行日において行ったものとみなす。

第七条 新証券取引法第七十九条の十三の規定は、証券業協会の施行日以後にした同条の法令等に違反する行為及び協会員又は新証券取引法第七十六条に規定する店頭売買有価証券の発行者が施行日以後に当該法令等に違反し、又は証券業協会の定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をした場合における当該証券業協会の新証券取引法第七十九条の十三の意

る行為について適用する。

2 旧協会又はその協会員若しくは役員が施行日前に旧証券取引法第七十五条各号に該当することとなった場合については、同条の規定(登録の取消しに係る部分を除く。)は、なおその効力を有する。この場合において、新証券取引法の規定による証券業協会は、旧協会とみなす。

(証券取引所に関する経過措置)

第八条 証券取引所は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の際現に存する当該証券取引所の規則(定款、業務規程及び受託契約準則を除く。)を大蔵大臣に提出しなければならない。

第九条 新証券取引法第一百五十五条第一項第一号の規定は、証券取引所の施行日以後にした法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則(以下この条において「法令等」という。)に違反する行為及び協会員又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者(以下この条において単に「発行者」という。)が施行日以後に法令等に違反し、又は証券取引所の定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をした場合における当該証券取引所の同様の意の行為について適用し、証券取引所の施行日前にした法令、定款又は法令に基づく行政官庁の処分違反する行為及び協会員又は発行者が施行日前に旧証券取引法第一百五十五条第一項第一号の定款等に違反した場合における当該証券取引所の同様の意の行為については、なお従前の例による。

(役員及び主要株主の売買報告書の提出に関する経過措置)

第十条 新証券取引法第六十三条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等の同条の買付け又は売付けについて適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第八十八条の規定による同条の株券等の同条の買付け又は売付けについては、なお従前の例による。

(経過措置)

第十一条 新証券取引法第六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等の同条の買付け又は売付けに係る利益について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第八十九条の規定による同条の株券等の同条の買付け又は売付けに係る利益については、なお従前の例による。

(会社関係者及び公開買付者等関係者の禁止行為に関する経過措置)

第十二条 新証券取引法第六十六条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する重要事実(同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同様に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値と比較して生じたものに限る。)を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第九十条の二第一項に規定する重要事実(同条第二項第一号に規定する会社の業務執行を決定する機関がした同様に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含むものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日前に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値と比較して施行日以後に生じたものを含む。)を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

2 新証券取引法第六十七条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する公開買付け

第十四条 第三条の規定による改正後の金融先物取引法（以下この条において「新金融先物取引法」という。）第五十三条第一項第一号の規定は、金融先物取引所の施行日以後にした新金融先物取引法若しくは新金融先物取引法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款その他の規則（以下この条において「新金融先物取引法等」という。）に違反する行為及び会員が施行日以後に新金融先物取引法等に違反し、又は金融先物取引所の定款その他の規則に定める取引の信義則に違反する行為をした場合における当該金融先物取引所の同号の怠る行為について適用し、金融先物取引所の施行日前にした第三条の規定による改正前の金融先物取引法（以下

十三の五の二 証券取引等監視委員会の委員
長及び委員

証券取引法 昭和三十二年法
律第二十五号

の遵守の状況を監視する機能の強化及

我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講ずる必要がある。これが、

次条において同じ。」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前二項において「子会社」とは、銀行がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち大蔵省令で定めるものをいう。

5 第十六条の二第二項の規定は、前項の場合において銀行が所有する株式等について準用する。

第二十五条第二項中「子会社」の下に「（前条第四項に規定する子会社をいう。第五項において同じ。）」を加える。

第三十条第一項中「が第四条第五項に規定する銀行等（以下「銀行等」という。）である合併」を削り、「銀行等である合併に限る。」を「銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条（合併）の規定による合併に該当するものを除く」に改める。

第三十一条第一号中「銀行等」の下に「（第四条第五項に規定する銀行等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「銀行等」を「銀行」に改める。

第三十七条第一項第二号中「規定する合併」の下に「及び金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）の規定による合併」を加える。

第四十三条第一項及び第二項中「定期積金」を「定期積金等」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第九条」を「第十三条第二項及び第四項」に改め、「第十四条第二項」の下に「第十六条の二、第十六条の四」を加え、「第二十四条第二項及び第三項」を「第二十四条第二項から第五項まで」に改める。
第五十三条第三号中「第九条第二項」を「第十六条の四第二項」に、「同条第二項」に規定する外

国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改める。

第五十五条中「第九条第二項」を「第十六条の四第二項」に、「同条第二項」に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第六十五条第一号中「若しくは第九条第一項」を「第十六条の二第一項若しくは第十六条の四第一項」に、「同条第二項」に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分を」を削り、「を超えて保有」を「の当該会社の株式若しくは持分を所有」に改め、同条第十一号中「第九条第一項」を「第十六条の二第一項、第十六条の四第一項」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）
第二条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。
第十三条の次に次の一条を加える。
（証券会社等の株式の所有）
第十三条の二 長期信用銀行は、証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、長期信用銀行が取得し、又は所有する株式には、当該長期信用銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該長期信用銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。
第十四条中「が合併」の下に「（第十七条において準用する銀行法第三十条第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）」を加える。
第十五条の見出しを「（営業の譲受け）」に改め、同条中「合併又は営業の全部若しくは一部」を「営業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同条後段を削る。
第十七条中「（業務の範囲）」の下に「第十六条の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。
第二十条中「第九条第二項」を「第十六条の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同条第二項」に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。
第二十七条第四号を削り、同条第三号中「条件」の下に「第十三条の二第一項の規定又は「を」加え、「第九条第一項」を「第十六条の四第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三 第十三条の二第一項の規定若しくは銀行法第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第十六条の四第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたときは同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社となつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持

分を所有したとき。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三条 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「有価証券の売買」を「有価証券（第四項に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号において同じ。）の売買」に改め、同項第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五 有価証券の私募の取扱い
第六条第七項中「第四項第十号」を「第四項第十一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。
7 第四項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
8 第四項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号（定義）に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。
第九条の八中「が合併」の下に「（第十一号において準用する銀行法第三十条第一項（合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）に規定する合併に限る。）」を加え、同条を第九条の九とする。
第九条の七の次に次の一条を加える。
（証券会社等の株式の所有）
第九条の八 外国為替銀行は、証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（大蔵省令で定めるもの

限る。の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、外国為替銀行が取得し、又は所有する株式には、当該外国為替銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該外国為替銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

第十條の見出しを「營業の譲受け」に改め、同条中「合併又は營業の全部若しくは一部」を「營業の全部又は一部」に改め、「以下同じ」を削り、同条後段を削る。

第十一條中「（業務の範圍）」の下に「第十六條の二（証券会社等の株式の所有）」を加える。

第十四條中「第九條第一項」を「第十六條の四第二項」に、「取得」を「所有」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むに至らなかつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつた」に改める。

第二十一條第一号中「第六條第三項若しくは」を「第六條第三項、第九條の八第一項若しくは」に、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に、「同条第二項に規定する外国の会社が銀行業を営むこととなつた」を「同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた」に改め、「当該外国の会社の株式若しくは持分を」を削り、「を超えて保有を」の当該会社の株式若しくは持分を所有」に改め、同条第四号中「第六條第三項」の下に「第九條の八第一項」を加え、「第九條第一項」を「第十六條の四第一項」に改める。

（相互銀行法の廃止）

第四條 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）は、廃止する。

（信用金庫法の一部改正）

第五條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 全国連合会の債券の発行 第五十四條の二 第五十四條の十四」を「第五章の二 全国連合会の債券の発行（第五十四條の三） 信用金庫連合会の子会社（第五十四條の二） 第五十四條の十四」に改める。

第二十四條第六項中「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を削る。

第二十八條中「監査役に係る部分を除く。」を削る。

第三十二條第三項及び第四項を次のように改める。

3 役員は、総会の議決（設立当初の役員にあつては、創立総会の議決）によつて、選任する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二（信用金庫連合会の理事について定数で定数の二分の一を超える数を定めたときは、その数）は、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員（設立当初の理事にあつては、会員にならうとする者又は会員にならうとする法人の業務を執行する役員）でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

第三十九條中「第三十五條、商法」を「第三十五條、商法第二百六十條ノ三第一項（監査役の取締役会出席権）、第二百七十四條（業務監査権、調査権）及び」に改め、「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項（報告を求め調査をする

権限）、（第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三）中監査役に係る部分を除く。」及び「（監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第四十九條中「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を削る。

第五十二條第三項中「（監査役に係る部分を除く。）」を削る。

第五十三條第三項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ。）の売買」に改め、同項第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い

第五十三條第十三項中「第三項第六号」を「第三項第七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、同条第十項中「第三項第七号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 信用金庫が第七項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも同様とする。

12 信用金庫は、第八項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十三條第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 信用金庫は、第一項から第三項までの規定

により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を行うことができる。

8 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、会員、地方公共団体その他大蔵省令で定める者のために、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務

第五十三條第三項の次に次の二項を加える。

4 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条

第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

第五十三条に次の一項を加える。

17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

第五十四条第四項第二号中「有価証券の売買」を「有価証券(第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号において同じ)の売買」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 有価証券の私募の取扱い
第五十四条中第八項を削り、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第二項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

7 信用金庫連合会は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

第五十四条に次の三項を加える。

10 信用金庫連合会が第六項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合に

は、当該信用金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 信用金庫連合会が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

12 前条第四項、第五項及び第十三項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第四項」と、同条第十三項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替へるものとする。

第五章の二の次に次の一章を加える。

第五五章の三 信用金庫連合会の子会社

(信用金庫連合会の証券会社等の株式の所有)
第五十四条の十五 信用金庫連合会は、証券会社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該信用金庫

連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該信用金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用金庫連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

(信用金庫連合会の海外現地法人の株式等の所有)
第五十四条の十六 信用金庫連合会は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができる。

一 銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。)を営む外国の会社

二 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、信用金庫連合会が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になるときに当該信用金庫連合会が所有する当該株式等に

ついて準用する。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合において信用金庫連合会が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 前条第三項及び第四項の規定は、信用金庫連合会が第一項各号に掲げる会社の株式等を取得し、又は所有する場合について準用する。

第五十九条第二項を次のように改める。
2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。

第五十九条に次の一項を加える。
4 第一項の規定による役員選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。

第八十六条中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。
第八十七条第二号中「実行したとき」の下に「(第五十四条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になつたとき)」を加える。

第八十七条の三「実行しなかつたとき」の下に「(第五十四条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、信用金庫連合会が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうちの他の号に掲げる会社になつたとき)」を加える。

第八十九条第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、「第十三条」を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「信用金庫について」の下に「同条及び同法第十六条の三(子会社との間の取引等)」の規定は信用金庫連合会について「を加える。

第九十一条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号中「第三十一条」の下に「第五十四条の十五第一項、第五十四条の十六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二十三号とし、同

条第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十七号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第五十四条の十五第一項若しくは第五十四条の十六第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

第九十一 条中第十六号を第十七号とし、第十七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項を「商法第二百七十四條第二項」に、「準用する商法」を「準用する同法」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を削り、第八号の二を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第三十二條第五項の規定に違反して役員

の補充のために必要な手続を採らなかつたとき。

(労働金庫法の一部改正)
第六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業(第五十八條)」を「第五章 事業(第五十八條・第五十九條の二)」とし、労働金庫連合会の子会社(第五十八條章の二)労働金庫連合会の子会社(第五十八條の二)に、「第九章 登記(第六十九條―第八十九條)」を「第九章 登記(第六十九條―第八十九條の二)」とし、「第九十二條」を「第九十三條」に改める。

第三十三條中「大蔵大臣及び労働大臣の定め

第一類第五号

大蔵委員會議録第十二号 平成四年五月十四日

る」を「大蔵省令・労働省令で定める」に改める。

第三十四條第四項中「別段の定め」を「別段の定め」に、「但し」を「ただし」に、「五分の一をこえて」を「五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えて」に改める。

第五十八條第二項第一号を次のように改める。

一 為替取引

第五十八條第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「この条」を「この章」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「この条」を「この章」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の十号を加える。

七 債務の保証又は手形の引受け(会員のた

めにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

八 有価証券(第十一号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十二号において同じ。)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

九 有価証券の貸付け(会員のた

めにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

十 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この章において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

十一 金銭債権(譲渡性預金証券その他の大蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

十二 有価証券の私募の取扱い

十三 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指

定する者の業務の代理

十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護

預り

十六 両替

第五十八條第三項を削り、同条第四項中「第二項第八号」を「前項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項から第十項までを削り、同条第七項中「第二項第二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「第二項第九号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の七項を加える。

5 第二項第十一号に掲げる業務には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二

条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

それぞ

れぞれ証券取引法第二條第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

労働金庫は、第一項から第四項までの規定

により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第二項の規定により行う業務を除く。)を行うことができる。

8 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

9 労働金庫は、第二項第十号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行うおと

うとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫が第七項の規定により同項の規定する業務を行うおと

する場合は、当該労働金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

11 労働金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を行うおと

する場合には、当該労働金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

13 労働金庫は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

第五十八條の二 労働金庫連合会は、前条第一

項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 為替取引

二 国等の預金の受入れ

三 会員以外のもの(国等を除く)の預金の受入れ

四 会員以外のものに対する資金の貸付け

五 債務の保証又は手形の引受け(会員のた

めにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

六 有価証券(第九号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号において同じ)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

七 有価証券の貸付け(会員のためにするものその他の大蔵省令・労働省令で定めるものに限る。)

八 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

九 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令・労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む)の取得又は譲渡

十 有価証券の私募の取扱い

十一 住宅金融公庫、国民金融公庫、雇用促進事業団その他大蔵大臣及び労働大臣の指定する者の業務の代理

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護

十四 両替

十五 金融先物取引等の受託等

2 労働金庫連合会は、前項第三号又は第四号に掲げる業務を行うときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない

い。

3 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(第一項の規定により行う業務を除く。)を行うことができる。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を行うことができる。

5 労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

6 労働金庫連合会は、第一項第八号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行うおとすときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

7 労働金庫連合会が第三項の規定により同項に規定する業務を行うおとす場合には、当該労働金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

8 労働金庫連合会が第四項の規定により同項に規定する信託業務を行うおとす場合には、当該労働金庫連合会は、当該信託業務の

種類及び方法を定めて、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

9 労働金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行うおとすときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

10 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に關しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

11 前条第五項、第六項、第十二項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第一号」とあるのは、「次条第一項第九号」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十二項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 労働金庫連合会の子会社

(労働金庫連合会の証券会社等の株式の所有)

第五十八條之三 労働金庫連合会は、証券会社(証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)

又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。)

株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)

について、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決

権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ

る。

2 前項の場合において、労働金庫連合会が取得し、又は所有する株式には、当該労働金庫連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令・労働省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該労働金庫連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 労働金庫連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 労働金庫連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該労働金庫連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令・労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第六十三條第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「別段の定め」を「別段の定め」に、「五分の一をこえて」を「五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えて」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 全国労働金庫協会

(全国労働金庫協会)

第八十九條の二 金庫は、金庫を会員として全国を通じて一の全国労働金庫協会と称する民法第三十四条(公益法人の設立)の規定による法人を設立することができる。

2 全国労働金庫協会は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、全国労働金庫協会という名称を用いてはならない。
第九十条中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。

第九十一条第三号中「大蔵大臣及び労働大臣が」「大蔵省令・労働省令で」に改める。

第九十四条第一項中「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、「第十三条」を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「労働金庫について」の下に「同条及び同法第十六条の三(子会社との間の取引等)」の規定は労働金庫連合会について」を加える。

第一百一条第十四号の二を削り、同条第十九号を同条第二十三号とし、同条第十八号中「第十三条」の下に「第五十八条の三第一項」を加え、同条を同条第二十二号とし、同条第十五号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十四号の四「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改め、同条を同条第十六号とし、同条の次に次の二号を加える。

十七 第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。
十八 第五十八条の三第一項の認可を受けないうで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。
第一百一条第十四号の三中「第五十八条第四項」を「第五十八条第三項」に改め、同条を同条第十五号とする。

第一百一条の次に次の一条を加える。
第二百三条 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第七條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第一号を次のように改める。

一 為替取引

第九條の八第二項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、第十号を第五号とし、同条の次に次の十号を加える。

六 債務の保証又は手形の引受け(組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。)

七 有価証券(第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十一号において同じ。)の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

八 有価証券の貸付け(組合員のためにするものその他の大蔵省令で定めるものに限る。)

九 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

十 金銭債権(譲渡性預金証券その他の大蔵省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

十一 有価証券の私募の取扱い
十二 国民金融公庫その他の大蔵大臣の指定する者の業務の代理
十三 国、地方公共団体、会社等の金銭の取納その他金銭に係る事務の取扱い
十四 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十五 両替
第九條の八第三項中「前項第九号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第二項第十号」を「第二項第五号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二項第十号の事業には、同条に規定する

証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第九條の八第六項中「第二項第二号」を「第二項第十三号」に改め、同条を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで(定義)に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募(証券取引法第二条第八項第六号に規定する私募をいう。)の取扱いをいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第二条第八項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

7 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(第二項の規定により行う事業を除く。)を行うことができる。

8 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法

第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

9 信用協同組合は、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、組合員、地方公共団体その他の大蔵省令で定める者のために、次の事業を行うことができる。
一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託
二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託事業

第九條の八に次の二項を加える。
11 信用協同組合は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。
12 信用協同組合は、第九項に規定する事業に關しては、商法、担保附社債信託法、商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

第九條の九第二項中「附帯する事業」の下に「並びに第五項の事業」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第二項(第八号を除く。)」及び第三項から第六項までを「前条第三項から第六項まで及び第十項から第十二項まで」に改め、同条を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

一 前条第二項第一号、第二号及び第四号が

ら第十七号までの事業

二 証券取引法第六十五条第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前号の事業を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務に係る事業

四 前条第九項各号の事業

第四十二条中「第三十八条の二」を「第三十八条の二及び」に改め、「連帯責任」の下に「の規定を、信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会以外の監事については」を加える。

第五十五条第七項中「事項」の下に「(次条において「合併等」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(信用協同組合等の総代会の特例)

第五十五条の二 信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の総代会においては、前条第七項、第五十七条の三第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定にかかわらず、合併等について議決することができる。

2 前項に規定する組合は、総代会において合併等の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、組合員に議決の内容を通知しなければならない。

3 前項の通知をした組合にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七条第二項又は第四十八条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十七条第二項の規定による書面の提出又は第四十八条後段の場合における承認の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内になければならない。

4 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当

該事項の議決は、その効力を失う。

第五十六条第二項中「且つ、預金者及び定期積金の積金者」を「かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十七条の五第一号中「相互銀行」を削り、「水産加工協同組合連合会」を「水産加工業協同組合連合会」に、「受入」を「受入れ」に改める。

第百五十五条第二号の三及び第二号の四中「第九条の九第五項」を「第九条の九第六項」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第八条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「信用協同組合又は」を「信用協同組合等(信用協同組合又は信用協同組合連合会)に、(以下「信用協同組合等」と総称する)をいう。以下同じ。」をいう。以下同じに改め、同条第二項中「同項の協同組合連合会」を「信用協同組合連合会」に改める。

第三条第一号中「(同法第九条の九第五項において準用する場合を含む)を削り、「事業」の下に「(同法第九条の九第五項の規定により行う同項に掲げる事業を含むものとし、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十条第一項(外国為替業務の認可等)の認可を受けて行う事業を除く。）」を加え、同条第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同条第三号中「とき」の下に「(大蔵省令で定める場合に該当するものを除く。）」を加え、同条を同条第七号とし、同条第二号中「第九条の九第五項において準用する同法第九条の八第二項第九号又は第十号」を「第九条の九第五項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号」に改め、同条を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項

第九号に掲げる事業(同法第九条の九第五項の規定により行う同項に掲げる事業を含む。)のうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行うとき。

三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行う場合(同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行う場合)により同項第二号に掲げる事業を行う場合(同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行う場合)の者を相手方としてこれらの事業を行うこととするとき。

四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行うとき(同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合)の者を相手方としてこれらの事業を行うこととするとき。

五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業を行う場合(同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行う場合)の者を相手方としてこれらの事業を行うこととするときを含む。

第三条に次の二項を加える。

2 信用協同組合等は、前項第三号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

3 信用協同組合等は、第一項第四号の信託業務の種類及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を次のように改める。

(信用協同組合連合会の証券会社等の株式の所有)

第四条 信用協同組合連合会は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十条第九項(定義)に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)又は信託業務

を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することが出来る。

2 前項の場合において、信用協同組合連合会が所有し、又は所有する株式には、当該信用協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含むものとし、信託財産である株式で、当該信用協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 信用協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第六条第一項中「(昭和五十六年法律第五十九号)を削り、「取締役に対する信用の供与」の下に「経営の健全性の確保」を加え、「第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項並びに」を削り、「第十三条」を「第十三条第一項、第三項及び第五項」に改め、「信用協

同組合について」の下に、「同条及び同法第十六
条の三（子会社との間の取引等）の規定は信用
協同組合連合会について」を加え、同条第二項
中「銀行法の規定」の下に「同法第十四条の二
の規定を除く。」を加え、同条の次に次の一条
を加える。

（商法の準用）

第六条の二 商法（明治三十二年法律第四十八
号）第二百六十条ノ三第一項（監査役の取締
役会出席権）及び第二百七十四条（業務監査
権、調査権）の規定は、信用共同組合等の監事
について準用する。

2 次の各号に掲げる規定中監査役に係る部分
は、信用協同組合等の当該各号に定める事項
について準用する。

一 商法第二百四十七條から第二百五十二條
まで（決議取消し又は不存在若しくは無効
確認の訴え）創立總會及び總會

二 商法第二百五十九條ノ二及び第二百五十
九條ノ三（取締役会の招集）並びに第二百
六十條ノ四第一項及び第二項（取締役会の
議事録）理事会

三 商法第三百八十條（資本減少無効の訴
え）出資一口の金額の減少

四 商法第四百二十八條（設立無効の訴え）設
立無効の訴え

第七條第一項中「前條第一項」を「第六條第一
項」に、「第七條の五」を「第八條」に改め、「含
む。」の下に「及び同法第二十五條第二項」を
加える。

第八條の前の見出し及び同条を削り、第七條
の五を第八條とし、第七條の四を第七條の五と
し、第七條の三を第七條の四とし、第七條の二
の次に次の一条を加える。

（認可等の条件）

第七條の三 行政庁は、この法律の規定による
認可又は承認（次項において「認可等」とい
う。）に条件を付し、及びこれを変更すること
ができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、
又は認可等に係る事項の確実な実施を図るた
め必要最小限のものでなければならぬ。

第九條の前に見出しとして「（罰則）」を付す
る。

第十條第二号中「第二十四條第一項」の下に
「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「以下
この号において同じ。」を「若しくは銀行法第
二十五條第二項に、又は銀行法第二十五條
第一項」を「又はこれら」に改める。

第十一條中「前三條」を「前三條」に改める。
第十二條第一号中「第三條」を「第三條第一
項」に、「同条」を「同項第一号又は第六号から
第九号まで」に改め、同条中第四号を第七号と
し、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、
同条の次に次の一号を加える。

五 第七條の三第一項の規定により付した条
件（第三條第一項第七号から第九号まで若
しくは第四條第一項の規定又は銀行法第三
十七條第一項第三号の規定による認可に係
るものに限る。）に違反したとき。

第十二條第一号の次に次の二号を加える。
二 第四條第一項の認可を受けないで同項に
規定する株式を取得し、又は所有したとき。

三 第六條の二第二項において準用する商法
第二百七十四條第二項の規定による調査を
妨げたとき。

（農業協同組合法の一部改正）
第九條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百
三十二號）の一部を次のように改正する。

第十條第六項第二号及び第三号を次のように
改める。

二 為替取引
債務の保証又は手形の引受け
第十條第六項第三号の二を削り、同項第四号
を次のように改める。

四 有価証券の貸付け
第十條第六項第五号を同項第八号とし、同項
第四号の次に次の三号を加える。

五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下
この号において「国債等」という。）の引受
け（売出しの目的をもつてするものを除
く。）又は当該引受けに係る国債等の募集
の取扱い

六 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の省令
で定める証書をもつて表示されるものを含
む。）の取得又は譲渡

七 有価証券の私募の取扱い
第十條第六項に次の五号を加える。

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納
その他金銭に係る事務の取扱い

十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預
り

十一 両替
十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第
七十七號）第二条第八項に規定する金融先
物取引等の受託等

十三 前各号の事業に附帯する事業
第十條第十三項中「同項第一号又は第二号」
を「同号又は同項第二号」に、「第六項」を「第
六項から第九項まで」に、「の外」を「のほか」
に改め、同条第十二項中「第八項ただし書及び
第九項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」
に改め、同条第十一項中「組合は」の下に「第
二十項の規定にかかわらず」を加え、同条第九
項中「者に第一項第一号」の下に「及び第六項第
一号」を加え、同条第八項を次のように改める。

組合は、定款の定めるところにより、組合
員以外の者にその施設（第六項第三号及び第
四号並びに第九項の規定による施設にあつて
は、省令で定めるものに限る。）を利用させる
ことができる。ただし、第六項第二号から第
十三号まで及び第七項から第九項までの規定
による施設に係る場合を除き、一事業年度に
おける組合員以外の者の事業の利用分置の額
（第一項第一号及び第六項第一号の事業を併
せ行う場合には、これらの事業の利用分置の
額の合計額。以下この条において同じ。）は、

当該事業年度における組合員の事業の利用分
置の額の五分の一（政令で定める事業につい
ては、政令で定める割合）を超えてはならぬ。
第十條第七項中「前項第四号」を「第六項第九
号」に改め、「商法」の下に「（明治三十二年法
律第四十八號）」を、「並びに有限会社法」の下
に「（昭和十三年法律第七十四號）」を、「商業登
記法」の下に「（昭和三十三年法律第二百二十五
號）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

組合は、外国為替及び外国貿易管理法（昭
和二十四年法律第二百二十八號）の適用につ
いては、銀行とみなす。

農業協同組合連合会は、第九項に規定する
事業に関しては、商法、担保附信託法、商
法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七
十三號）その他の政令で定める法令の適用につ
いては、政令で定めるところにより、会社又は
銀行とみなす。この場合においては、信託
業法（大正十一年法律第六十五號）第三条第
二項ただし書の規定は、適用しない。

第十條第六項の次に次の十項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う
組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度
において、証券取引法（昭和二十三年法律第
二十五號）第六十五條第二項各号に掲げる有
価証券又は取引について、同項各号に定める
行為を行う事業（前項の規定により行う事業
を除く。）を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う
組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度
において、金融機関の信託業務の兼営等に関
する法律（昭和十八年法律第四十三號）によ
り同法第一条第一項に規定する信託業務に係
る事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う
農業協同組合連合会は、これらの事業の遂行
を妨げない限度において、次の事業を行うこ
とができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う
農業協同組合連合会は、これらの事業の遂行
を妨げない限度において、次の事業を行うこ
とができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集の受託

二 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行ふ担保付社債に関する信託事業

第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第六項第六号の事業には、同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

組合は、第六項第五号の事業のうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行うものとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

組合が第七項の規定により同項に規定する事業を行うときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業については、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときは、同様とする。

組合が第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行うときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときは、同様とする。

農業協同組合連合会は、第九項の規定により同項に規定する事業を行うものとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。第十一條第一項中「以て」を「もつて」に、「因つて」を「よつて」に改め、第二章第二節中同条

を第十一條の十五とする。

第十條の十三を削る。

第十條の十二第一項中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の十四とする。

第十條の十一を第十一條の十三とする。

第十條の十中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「第十條の六第一項」を「第十一條の八第一項」に改め、同条を第十一條の十二とする。

第十條の九中「行なう」を「行う」に改め、「信託法」の下に「（大正十一年法律第六十二号）」を加え、同条を第十一條の十一とする。

第十條の八中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十一條の十とする。

第十條の七中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十一條の九とする。

第十條の六第一項中「行なう」を「行おう」に改め、同条を第十一條の八とする。

第十條の五中「よる外」を「よるほか」に改め、同条を第十一條の七とする。

第十條の四を第十一條の六とし、第十條の三を第十一條の五とする。

第十條の二第一項中「前条第一項第八号」を「第十條第一項第八号」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十條の次に次の三條を加える。

第十一條 組合が、前条第一項第二号の事業を行うものとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信用事業規程には、信用事業（前条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

第十一條の二 主務大臣は、第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業

業の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

第十一條の三 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会が第十一條の十六第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該農業協同組合連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額（第四項において「合計信用供与限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該農業協同組合連合会の信用供与限度額

二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額から、当該合計額のうち当該農業協同組合連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、

政令で定める率を乗じて得た金額

前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の農業協同組合連合会の信用の供与の額とみなす。

前各項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、省令で定める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社

第十一條の十六 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、証券会社（証券取引法第二條第九項に規定する証券会社をいう。以下この節において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項に規定する信託業務を営むものをいう。以下この節において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この節において同じ。）について、主務大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

前項の場合において、農業協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該農業協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式

で、当該農業協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

農業協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

第一項の規定により認可を受けた農業協同組合連合会が証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

農業協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第十一條の十七 第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、その証券子会社等（当該農業協同組合連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する同項に規定する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利な利益を与えるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち

ち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為

第十二條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「及び農業協同組合中央会」を「農業協同組合中央会並びに第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等」に改める。

第三十三條第一項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「内国為替取引規程」を削る。第三十五條第一項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第三十八條第二項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改める。

第四十四條第一項第二号中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程及び内国為替取引規程」を「及び宅地等供給事業実施規程」に改める。

第五十條の二第二項中「（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項の事業をいう。以下同じ。）を削る。

第五十二條の三「第十條の三乃至第十條の五」を「第十條の三、第十一條の五から第十一條の七まで」に、「の外」を「のほか」に改める。

第二章第四節に次の一条を加える。

第五十四條の二 第十條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれ

のある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第六十四條第六項中「信用事業」を「信用事業又は共済事業」に改める。

第七十一條第二項中「第十條第一項第八号」を「第十條第一項第二号又は第八号」に改める。第九十三條中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の三項を加える。

主務大臣は、第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が法令、法令に基づいて行行政庁の処分、定款、規約又は信用事業規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社（当該農業協同組合連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百条において同じ。）に対し、当該農業協同組合連合会の業務又は会計の状況に

関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第十一條の十六第二項の規定は、前項の場合において農業協同組合連合会が所有する株式等について準用する。

農業協同組合連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第九十四條第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の二項を加える。

主務大臣は、前各項の規定により第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該農業協同組合連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第四項の規定は、前項の規定による子会社の検査について準用する。

第九十四條の二第二項中「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条に次の三項を加える。

第九十五條第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「規約」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」を「若しくは宅地等供給事業実施規程」に改め、同条第三項中「組合」の下に「信用事業規程」を加え、「宅地等供給事業実施規程又は内国為替取引規程」を「又は宅地等供給事業実施規程」に改め、第十條の二第二項、第十條の六第一項、第十條の十二第二項又は第十條の十三第一項を「第十條の十一第一項、第十條の十一第一項、第十一條の八第一項又は第十一條の十四第一項」に改める。

第九十七條の次に次の一条を加える。

第九十七條の二 行政庁は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るた

め必要最小限のものでなければならぬ。

第九十八條第一項中「第十條第九項」を「第十條第二十一項」に改める。

第九十八條第二項中「又は中央会の代表者」を「若しくは中央会又は第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者」に、「その組合若しくは農事組合法人又は中央会」を「その組合等」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第一百條第二号中「第十條の二第一項又は第十條の三乃至第十條の五」を「第十條第一項」に改め、同條第二号の二中「第十條の六第一項」を「第十條の四第一項又は第十條の五から第十條の七まで」に改め、「同條第二号の三中「第十條の十二第一項」を「第十條の八第一項」に改め、同條第二号の四中「第十條の十三第一項」を「第十條の十四第一項」に改め、同條の次に次の二号を加える。

二の五 第十一條の十六第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二の六 第十一條の十六第四項の規定に違反したとき。

第一百條中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第九十七條の二第一項の規定により付した条件（第十一條の十六第一項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改める。

第十一條第七項中「組合は」の下に、「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同條第九項とし、同條第六項を同條第八項とし、同條第五項中「（第七項の規定によるものを除く。）」を

削り、同項を同條第七項とし、同條第四項中「前項第五号」を「第三項第五号」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一條第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

5 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行うときは、当該組合は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

第十六條の二の見出しを「（内國為替取引規程等）」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「内國為替取引規程」の下に「又は信託業務規程」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 組合は、信託業務に係る事業を行うとするときは、信託業務の種類及び実施方法に関する事項を信託業務規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

第十六條の三中「第十一條第七項」を「第十一條第九項」に改め、同條の次に次の二條を加える。

（経営の健全性の確保）

第十六條の四 主務大臣は、第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の信用事業（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同條第三項及び第四項の事業をいう。第五十四條の二、第五十八條の二及び第三百三十條第一項第十号において同じ。）の健全な運営に資するため、当該組合がその保有する資産等に照

らし自己資本の充實の状況が適當であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

（同一人に対する信用の供与）

第十六條の五 第十一條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定める特殊の關係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七條の三において同じ。）は、政令で定める区分ごとに、当該組合の出資金及び準備金（出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条及び第八十七條の三において「信用供与限度額」という。）を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

第三十五條の二第一項中「内國為替取引規程」の下に、「信託業務規程」を加える。

第四十二條第一項中「及び内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

第四十四條第二項中「若しくは内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改める。

第四十八條第一項第二号中「及び内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

引規程」を、「内國為替取引規程及び信託業務規程」に改める。

第五十四條の二第一項中「（同項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同條第三項の事業をいう。以下この条及び第三百三十條第一項第十号において同じ。）」を削る。

第五十七條の三中「第十五條の五まで」の下に、「第十六條の五」を加える。

第二章第三節に次の一條を加える。

（信用事業及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第五十八條の二 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、貯金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該組合の事業の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

第八十七條第三項中「次項」の下に「若しくは第五項」を加え、同條第八項中「連合会は」の下に「第八項の規定にかかわらず」を加え、同項を同條第十項とし、同條第七項を同條第九項とし、同條第六項中「（第八項の規定によるものを除く。）」を削り、同項を同條第八項とし、同條第五項中「前項第五号」を「第四項第五号」に、「第十一條第四項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

6 連合会が前項の規定により信託業務に係る

事業を行おうとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第八十七条の二の次に次の三条を加える。

(同一人に対する信用の供与)

第八十七条の三 第八十七条第一項第一号及び

第二号の事業を併せ行う連合会の同一人に対する信用の供与については、第十六条の五第一項の規定を準用する。

2 前項に規定する連合会が次条第一項の認可を受けて同項に規定する信託業務を営む銀行の株式を所有する場合には、当該連合会及び当該信託業務を営む銀行の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額(第四項において「合計信用供与限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、第十六条の五第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該連合会の信用供与限度額
二 当該信託業務を営む銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額から、当該合計額のうち当該連合会の持分に相当する金額として省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、同項の連合会の信用の供与の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項において準用する第十六条の五第一項に規定する出資金及び準備金の合計額、第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関

し必要な事項は、省令で定める。

(証券子会社等の株式の所有)

第八十七条の四 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)

又は信託業務を営む銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むものをいう。以下この条及び次条において同じ。)

の株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)

の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ、又は所有する株式において、連合会が取得し、又は所有する株式には、当該連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを

含むものとする。

3 連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

4 第一項の規定により認可を受けた連合会は、証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

めるところにより、総会に報告しなければならない。

(証券子会社等との間の取引等)

第八十七条の五 第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、その証券子会社等(当該連合会が前条第一項の認可を受けて株式を所有する証券会社又は信託業務を営む銀行をいう。以下この条及び第百条第一項において同じ。)

又は利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券子会社等との間で、その条件が当該連合会の取引の通常の条件に照らして当該連合会に不利な結果を生ずるものと認められる取引をすること。

二 証券子会社等との間又は証券子会社等に係る利用者との間で取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして省令で定める取引又は行為

第九十二条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の四まで」に、「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に、「第八十七条第八項」を「第八十七条第十項」に改め、「所屬員」との下に、「第十六条の四の第十一項第一号第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、同条第三項及び第四項とあるのは「同条第四項及び第五項」とを加え、同条第三項中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改め、「第五十四條の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」とを削る。

第九十三条第六項中「組合は」の下に、「第六項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「(第六項の規定によるものを除く。)」

を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に、「第十一条第四項」を「第十一条第六項」に改め、同項第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

4 組合が前項の規定により信託業務に係る事業を行おうとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第九十六条第一項中「第十六条の三まで」を「第十六条の五まで」に、「第十一条第七項」を「第十一条第九項」に、「第九十三条第六項」を「第九十三条第八項」に改め、「組合員」との下に、「第十六条の四の第十一項第一号第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」とを加え、同条第三項中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改め、「第五十四條の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加え、「同条第三項」とあるのは「同条第二項」とを削る。

第九十七条第二項中「次項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第七項中「連合会は」の下に「第七項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「(第七項の規定によるものを除く。)」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第五号」を「第三項第五号」に、「第十一条第四項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限

度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

5 連合会が前項の規定により信託業務に係る事業を行うとする場合には、第十一条第五項の規定を準用する。

第百条第一項中「第十六条の三まで及び第八十七條の二の規定を」とを「第十六条の四まで、第八十七條の二及び第八十七條の三の規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、第八十七條の四及び第八十七條の五の規定をそれぞれに、」第十一條第七項を「第十一條第九項」に改め、「所屬員」との下に、「第九十七條第四項」に改め、「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」とを、「第九十七條第一項第七号」との下に、「第八十七條の三第一項、第八十七條の四第一項及び第八十七條の五中、「第八十七條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七條第一項第一号及び第二号」とを加え、同条第三項中「第五十八條」を「第五十八條の二」に改め、「第五十四條の二第一項」の下に「及び第五十八條の二」を加える。

第百二十二條中「若しくは内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条に次の三項を加える。

2 行政庁は、第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会又は第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下この条、次条及び第百二十九條において「連合会」という。）が法令、法令に基づいて行政庁の処分又は定款、規約、内國為替取引規程若しくは信託業務規程を守つていのかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社（当該連合会が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百二十九條において同じ。）に對し、当該連合会の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第八十七條の四第二項の規定は、前項の場合において連合会が所有する株式等について準用する。

4 連合会の子会社は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第百二十三條第一項及び第二項中「若しくは内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条に次の二項を加える。

5 行政庁は、前各項の規定により連合会の業務又は会計の状況を検査する場合において特別に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該連合会の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前項の検査については、前条第四項の規定を準用する。

第百二十三條の二中「若しくは内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改める。

第百二十四條第一項中「若しくは内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程若しくは信託業務規程」に改め、同条第三項中「又は内國為替取引規程」を、「内國為替取引規程又は信託業務規程」に、「第十六條の二第一項」を、「第十六條の二第二項若しくは第二項（これらの規定を）」に改める。

第百二十六條の次に次の一条を加える。

（認可等の条件）
第百二十六條の二 この法律の規定による認可、許可又は承認（次項において「認可等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができ。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

第百二十九條第一項中「十萬圓」を「二十萬圓」に改め、同条第二項中「組合の代表者」を「組合又は連合会の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者」に、「その組合」を「その組合等」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百三十條第一項第二号を次のように改める。

二 第十一條第七項ただし書、第八十七條第八項ただし書、第九十三條第六項ただし書、第九十七條第七項ただし書又は第百條の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第百三十條第一項第二号の三「第十六條の二第一項」を「第十六條の二第一項又は第二項（これらの規定を）」に改め、同項第二十号を同項第二十三号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 第百二十六條の二第一項の規定により付した条件（第八十七條の四第一項（第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第百三十條第一項第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八十七條の四第一項（第百條第一項において準用する場合を含む。）の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

二十 第八十七條の四第四項（第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
（農林中央金庫法の一部改正）
第十一條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

ハ其ノ構成員又ハ同項ニ掲グル団体が主たる構成員若ハ出資者タル団体」を加え、同号中「ヲ」とし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、同号中「第十四條ノ二第一号乃至第三号」を「第十四條ノ二第一号、第二号若ハ第四号」に、「ロ及ハ」を「ハ及ニ」に改め、同号中「ハ」とし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ イニ掲グル団体ノ役職員
第十三條第一項第四号に次のように加える。

ワ イ乃至ニニ掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預リ金ヲ為スコトガ農林中央金庫ノ經常的經費ノ円滑ナル支払ニ資スト認メラルル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
第十三條第一項第七号中「前号」の下に、「第九号ノ二」を加え、同項中第九号ノ二を第九号ノ三とし、第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト
第十三條第一項第十号を次のように改める。

十 國 地方公共団体、会社等ノ金銭ノ收納其ノ他金銭ニ係ル事務ノ取扱ヲ為スコト
第十三條第三項中「第一項第九号ノ二」を「第一項第九号ノ三」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第九号ノ二ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募（証券取引法第二條第八項第六号ニ掲グル私募ヲ謂フ）ノ取扱ヲ謂フ第十四條ノ二第一号に次のように加える。

ホ 証券業者
第十四條ノ二第二号イ中「法人」を「団体」に改め、同号ロ中「法人」の下に「又ハ其ノ役員」を加え、同号ハ中「地方公共団体其ノ他ノ営利ヲ目的トセザル法人ガ主たる構成員若ハ出資者タルモノ」を「命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「当該農林債券又ハ國債等ヲ担保トスル」を削り、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 農林債券ノ所有者タリシ者ニ對シ命令ノ

定ムル所ニ依リ貸付（其ノ所有者タリシ間ニ締結シタル契約ニ基クモノニ限ル）ヲ為スコト

第十四条ノ三第一項中「第十三条第一項第六号乃至第九号」を「第十三条第一項第六号乃至第九号ノ二」に改め、同項第四号中「（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」を削る。

第十四条ノ四第一項中「規定」の下に「又ハ他ノ法律ノ規定」を加え、「為シタル者其ノ他ノ貸付先」を「為スコトヲ得ル者」に改める。

第十五条第三号中「金銭信託」を「金銭ノ信託（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）」に改め、同条第四号中「前二号」を「前三号」に改める。

第三章に次の二条を加える。

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充実ノ状況が適当ナルヤ否ヲ其ノ他經營ノ健全性ヲ判斷スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第十六条ノ三 農林中央金庫ノ同一人ニ對スル信用ノ供与ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス第二十二條ノ二第一項ノ認可ヲ受ケ信託業務ヲ當ム銀行ノ株式ヲ所有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及當該銀行ノ同一人ニ對スル信用ノ供与ニ付亦同ジ

第四章の次に次の一章を加える。

第四章ノ二 子会社

第二十二條ノ二 農林中央金庫ハ証券会社（証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下同ジ）又ハ信託業務ヲ當ム銀行（銀行法第二條第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機關ノ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律ニ依リ同法第一條第一項ノ信託業務ヲ當ムモノヲ謂フ以下同ジ）ノ株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式（議決権アルモノニ限ル以下同ジ）ノ總數ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ

所有スル株式ニハ農林中央金庫ガ担保權ノ実行ニ因リ取得シ又ハ所有スル株式其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式ヲ含マザルモノトシ信託財產タル株式ニシテ農林中央金庫ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指圖ヲ為スコトヲ得ルモノヲ含ムモノトス

農林中央金庫ハ第一項ノ規定ニ依リ証券会社又ハ信託業務ヲ當ム銀行ノ同項ノ株式ヲ取得シ又ハ所有セムトスルトキハ其ノ旨ヲ定款ニ記載スベシ

農林中央金庫ガ第一項ノ認可ヲ受ケ証券会社又ハ信託業務ヲ當ム銀行ノ同項ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ當該証券会社又ハ信託業務ヲ當ム銀行ノ業務及財産ノ状況ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告スベシ

第二十二條ノ三 農林中央金庫ハ其ノ証券子会社等（農林中央金庫ガ前條第一項ノ認可ヲ受ケ株式ヲ所有スル証券会社又ハ信託業務ヲ當ム銀行ヲ謂フ以下同ジ）又ハ顧客トシテ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ當該取引又ハ行為ヲ為スコトニ付公益上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 証券子会社等トシテ其ノ條件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ條件ニ照シテ農林中央金庫ニ利益ヲ与フルモノト認メラ

二 証券子会社等トシテ又ハ証券子会社等ニ係ル顧客トシテ又ハ行為ニシテ農林中央金庫ノ業務ノ適正ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行為

第二十二條ノ四 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社ノ株式又ハ持分（以下「株式等」ト謂フ）ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ発行済株式ノ總數又ハ出資ノ總額ノ百分ノ五十ヲ超ユル數又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコト

ヲ得

一 銀行業（銀行法第二條第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ）ヲ當ム外國ノ会社

二 証券業（証券取引法第二條第八項各号ニ掲グル行為ノ一ヲ為ス營業ヲ謂フ）ヲ當ム外國ノ会社（前号ニ掲グル会社ニ該當スルモノヲ除ク）

前項ノ規定ハ農林中央金庫ガ同項ノ認可ヲ受ケ同項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ所有スル場合ニ於テ該会社ガ當該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナルトキニ農林中央金庫ガ所有スル當該株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十二條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ第一項各号ニ掲グル会社ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第五章に次の一条を加える。

第二十四條ノ三 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ關スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公眾ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、農林債權權利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及農林中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條に次の三項を加える。
主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ農林中央金庫ノ子会社（農林中央金庫ガ其ノ発行済株式ノ總數又ハ出資ノ總額ノ百分ノ五十ヲ超ユル數又ハ額ノ株式等ヲ所有スル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ニ命ジテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ニ關シ參考トナルベキ報告ヲ為サシムルコトヲ得

農林中央金庫ノ子会社正當ノ理由アルトキハ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ拒ムコトヲ得

第二十二條ノ二第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ於テ農林中央金庫ガ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十九條に次の二項を加える。
主務大臣前項ノ規定ニ依リ検査ヲ為ス場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ其ノ職員ヲシテ該検査ニ必要ナル事項ニ關シ農林中央金庫ノ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ農林中央金庫ノ子会社ニ對スル検査ニ付之ヲ準用ス

第三十四條ノ二第一項中「場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員」を「各号ノ一ニ該當スル者」に改め、同項第一号中「トキ」を「者」に改め、同項第二号中「第二十八條」を「第二十八條第一項若ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同項第三号中「第二十九條」を「第二十九條第一項又ハ第二項」に、「トキ」を「者」に改め、同條第二項を次のように改める。

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ刑ヲ科ス

第三十五條第四号中「本法又ハ」を「本法（第二十四條ノ三ヲ除ク）又ハ」に改め、同條第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 第二十二條ノ二第一項若ハ第二十二條ノ四第一項ノ認可ヲ受ケズシテ此等ノ規定ニ規定スル取得若ハ所有ヲ為シタルトキ又ハ同條第二項ニ於テ準用スル同條第一項ノ認可ヲ受ケズシテ同項各号ニ掲グル会社ガ當該各号中他ノ号ニ掲グル会社トナリタル後ニ於テ同項ニ規定スル數若ハ額ノ當該会社ノ株式等ヲ所有シタルトキ

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十二條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律

第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項第八号中「前号及」の下に「第十二号並ニ」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 有価証券ノ私募ノ取扱ヲ為スコト

第二十八條第三項中「第一項第十四号」を「第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第十二号ノ「有価証券ノ私募ノ取扱」トハ有価証券ノ私募(証券取引法第二條第八項第六号ニ掲グル私募ヲ謂フ)ノ取扱ヲ謂フ第二十八條ノ四第一項第四号に次のように加える。

ホ 商工債券又ハ國債等ノ所有者

第二十八條ノ五第四号ニ中「イ乃至ハ」を「イ及至ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十八條第一項第四号ノ業務ノ相手方タル者(継続的取引關係ヲ有スル者ニ限ル)

第二十八條ノ六第一項中「及第十一号」を「第十一号及第十二号」に改め、同項第三号中「又ハ貸付」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 有価証券ノ貸付ヲ為スコト

第二十八條ノ六第二項中「前項第二号乃至第四号」を「前項第二号乃至第五号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ七 商工組合中央金庫ハ第二十八條、第二十八條ノ二又ハ第二十八條ノ四ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者ノ為ニ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 地方債又ハ社債其ノ他ノ債券ノ募集ノ受託ヲ為スコト

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)ニ依リ担保附社債ニ關スル信託

業務ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務ニ關シテハ商法、担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)並ニ政令ヲ以テ定ムル其ノ他ノ法令ノ適用ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ會社又ハ銀行ト看做ス

第三章に次の一條を加える。

第三十條ノ二 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為商工組合中央金庫ガ其ノ保有スル資産等ニ照シ自己資本ノ充實ノ状況が適當ナルヤ否ヤ其ノ他經營ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第五章に次の一條を加える。

第四十條ノ二 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ業務及財産ノ状況ニ關スル事項ヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ主要ナル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スルモノトス但シ信用秩序ヲ損フ虞アル事項、商工債券權利者、預金者其ノ他ノ取引者ノ秘密ヲ害スル虞アル事項及商工組合中央金庫ノ業務ノ遂行上不当ナル不利益ヲ与フル虞アル事項並ニ其ノ記載ノ為過大ナル費用ノ負担ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條中「方法」の下に「同一人ニ対スル信用ノ供与ヲ含ム」を加える。

第五十二條第三号中「本法又ハ」を「本法(第四十條ノ二ヲ除ク)又ハ」に改める。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十三條 普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行(以下普通銀行)を「銀行其ノ他ノ金融機關(政令ヲ以テ定ムルモノニ限リ以下金融機關)に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

金融機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受クベシ

第一條に次の一項を加える。

大蔵大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カラ審査スベシ

一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産的基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト

二 申請者ニ依リ信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

第四十條中「第十條」の下に、「第十三條第一項、第十七條及第十八條」を加え、「普通銀行を「金融機關」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ同法第七條中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ總額トシ同法第十三條第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七條及第十八條中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス

第五條第一項中「普通銀行」を「金融機關」に、「当該業務」を「該信託業務」に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止センストスルキ亦同ジ

第五條ノ二中「普通銀行」を「金融機關」に、「第十三條第一項(長期信用銀行法第十七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)を「第十三條ノ規定其ノ他ノ金融機關ノ同一人ニ対スル信用ノ供与ニ係ル」に、「同項」を「此等ノ規定」に改める。

第五條ノ三第一項中「普通銀行」を「金融機關」に、「主務大臣」を「大蔵大臣」に改める。

第六條中「普通銀行」を「金融機關」に改め、第六條中「合併」の下に「金融機關の合併及び転換に關する法律ニ依リ合併ヲ除ク以下同ジ)を、「規定」の下に「其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定」を加える。

第七條第一項中「普通銀行」を「金融機關」に改める。

改める。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 信託業務ヲ営ム金融機關ガ信託業務ノ遂行ニ當リテ法令若ハ法令ニ基ク大蔵大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ大蔵大臣ハ該金融機關ニ對シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第九條 本法ニ定ムルモノノ外第一條第一項ノ認可ノ申請ノ手續其ノ他本法ヲ實施スル為必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條の次に次の四條を加える。

第九條ノ二 本法中大蔵大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ政令ノ定ムル所ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條ノ三 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十八條ノ規定ニ依リ信託業務ノ種類若ハ方法ノ變更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依リ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

第九條ノ四 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十三條第一項ノ規定ニ依リ信託業務報告書ヲ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不實ノ記載ヲ為シタル者

二 第四條ニ於テ準用スル信託業務法第十七條ノ規定ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第九條ノ五 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第十條中「普通銀行」を「金融機関」に改め、
「役員」の下に「支配人、参事、信託業務ニ係
ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執
行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）」を
加え、同条第四号及び第五号を次のように改め
る。

四 第四條ニ於テ準用スル信託業務第十八條
ノ規定ニ依ル大蔵大臣ノ命令（信託業務ノ
種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ
命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ

五 第五條ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種
類若ハ方法ヲ変更シ又ハ同条ノ代理店ヲ設
置シ若ハ廃止シタルトキ

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部
改正）

第十四條 金融機関の合併及び転換に関する法律
（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次の
ように改正する。

第二條第一項第一号中「及び相互銀行（以下
「銀行」と總稱する。）」を削り、同項第三号と同
項第六号とし、同項第二号を同項第四号とし、
同号の次に次の一号を加える。

五 労働金庫

第二條第一項第一号の次に次の二号を加え
る。

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百
八十七号）第二條（定義）に規定する長期信
用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 外國為替銀行法（昭和二十九年法律第六
十七号）第二條第一項（定義）に規定する外
國為替銀行（以下「外國為替銀行」という。）

第二條第四項中「信用金庫若しくは信用協同
組合」を「協同組織金融機関」に改め、第五十條
第一項の下に「又は中小企業等協同組合法（昭
和二十四年法律第八十一号）第五十五條第一
項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三
項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項
の次に次の二項を加える。

2 この法律において「銀行」とは、普通銀行、

長期信用銀行又は外國為替銀行をいう。
3 この法律において「協同組織金融機関」と
は、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合を
いう。
第三條中「の各号」を削り、「行なう」を「行
う」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のよ
うに改める。

一 普通銀行及び長期信用銀行

二 普通銀行及び外國為替銀行

三 長期信用銀行及び協同組織金融機関

四 普通銀行及び協同組織金融機関

五 長期信用銀行及び協同組織金融機関

六 外國為替銀行及び協同組織金融機関

七 信用金庫及び労働金庫

八 信用金庫及び信用協同組合

九 労働金庫及び信用協同組合

第三條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、存続金融機関又は新
設金融機関は、次の各号に掲げる合併の区分
に應じ、当該各号に定める金融機関とする。

一 前項第一号から第三号まで及び第七号か
ら第九号までに掲げる金融機関の合併 当
該合併に係る金融機関のいずれか

二 前項第四号から第六号までに掲げる金融
機関の合併 当該合併に係る銀行（普通銀
行及び信用金庫の合併にあつては、普通銀
行又は信用金庫）

第四條第一号を次のように改める。

一 長期信用銀行又は外國為替銀行が普通銀
行になること。

第四條第二号中「銀行」を「普通銀行」に改め、
同条第三号中「銀行」を「普通銀行、労働金庫」
に改め、同条第四号中「銀行又は信用金庫」を
「普通銀行、信用金庫又は労働金庫」に改め、同
号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一
号を加える。

四 労働金庫がその組織を変更して普通銀
行、信用金庫又は信用協同組合になること。

第五條第三項中「（昭和二十四年法律第百八

十一号）を削り、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融
機関が労働金庫である場合には、この法律に
定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併
に関する事項については、労働金庫法（昭和
二十八年法律第二百二十七号）に定める合併
の場合の例による。

第六條第二項第二号中「中小企業金融」を「中
小企業金融等」に改め、同条第五項中「若しくは
存続金融機関（合併により異種の金融機関に
なつたものに限る。）」を削り、「相互銀行法（昭
和二十六年法律第九十九号）第三條第一項若
しくは信用金庫法第四條」を「長期信用銀行法
第四條第一項、外國為替銀行法第四條第一項、
信用金庫法第四條若しくは労働金庫法第六條」
に改め、同条第七項中「前項」を「第七項」に改
め、「第一項から第四項まで」の下に「及び第六
項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項
を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加え
る。

8 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転
換後の金融機関が労働金庫である場合におけ
る第一項から第四項まで及び前項の規定の適
用については、これらの規定中「大蔵大臣」と
あるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第六條第五項の次に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする
場合において、消滅金融機関又は転換後の金
融機関が労働金庫であるときは、労働大臣の
意見を聴かなければならない。

第七條第一項中「第三條第二号から第四号ま
での規定による合併（第十七條を除き、以下「合
併」という。）を行なう」を「合併（第三條第一
項第四号から第九号までに掲げる金融機関の合
併に限る。第十條の二、第十一條の二及び第十
七條から第十七條の三までを除き、以下同じ。）
を行なう」に改め、同条第五項中「行なう信用金庫
又は信用協同組合」を「行なう協同組織金融機関」

に改め、「第四十八條」の下に「労働金庫法第
五十三條」を加える。

第八條第二項中「信用金庫又は信用協同組合」
を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行な
う」に改める。

第九條第一項中「信用金庫又は信用協同組合」
を「協同組織金融機関」に改め、同条第二項中
「行なう」を「行なう」に、「信用金庫又は信
用協同組合」及び「信用金庫若しくは信用協同
組合」を「協同組織金融機関」に改め、同条第三
項中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織
金融機関」に改める。

第十條第一項中「信用金庫又は信用協同組合」
を「協同組織金融機関」に、「行なう」を「行な
う」に、「行なわなければならない」を「行わなけ
ばならない」に改め、同条第二項第一号中「場合
には」の下に「理事の定数の少なくとも三分の
二は」を加え、同項第二号中「役員」を「理事
の」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号
の次に次の一号を加える。

二 新設金融機関が労働金庫である場合に
は、理事の定数の少なくとも五分の四は、
当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）に
なろうとするものを代表する者のうちから
選任するものとする。

第十一條の見出しを削り、同条第一項中「掛
金者、定期積金の積金者」を「定期積金の積金
者、掛金者」に改め、「受益者」の下に「債券
の権利者」を加え、同条第五項を削る。

第十條の次に次の見出し及び一條を加える。
（債権者の異議）

第十條の二 銀行が合併（第三條第一項第一号
から第三号までに掲げる金融機関の合併に限
る。）の決議をした場合においては、預金者、
定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益
者、債券の権利者その他政令で定める債権者
に対する商法第百條第一項（債権者の異議）
の規定による催告は、することを要しない。

第十一條の次に次の一條を加える。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 平成四年五月十四日

第十七条第二項を次のように改める。

2 信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務

長期信用銀行法第九条から第十三条まで（債券の借換発行の場合の特例等）の規定は、前項の規定により発行する債券について準用する。

る」を「超える」に改め、同条第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二号中「信用金庫又は信用協同組合」を「協同組織金融機関」に、「これらの金融機関」を「当該協同組織金融機関」に改める。

第二十一条第一項中「行なう信用金庫又は信

第十四条第三項中「第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関」とあるのは「協同組織金融機関の異種の協同組織金融機関へ」とを加える。

第二十五条第二項中「銀行」を「普通銀行」に、「信用金庫若しくは信用協同組合」を「協同組織金融機関」に改める。

第二十七条第二項中「銀行」を「普通銀行」に、

「添付」を「添付」に改める。

第二十九條第四項中「第六條第六項」を「第六條第七項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合においては、第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣及び労働大臣」とする。

第三十三條中「金融機関の役員（銀行にあつては、）を普通銀行の役員（に、）を含む。第三十九條において「役員」を「役員（銀行に、）を含む。第三十六條第一項第三号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第三十九條中「役員」の下に「銀行にあつては、役員（銀行に、）を含む。第三十九條において「役員」を「役員（銀行に、）を含む。第三十六條第一項第三号中「銀行」を「普通銀行」に改める。

第九條第十七條の二第二項（第二十四條第一項第七号において準用する場合を含む。）において準用する長期信用銀行法第十條第一項若しくは第十條第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をしたとき。

（証券取引法の一部改正）
第十五條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「担保附又は無担保の」を削り、同項第六号中「新株の引受権」を「新株引受権」に、「証券」を「証券若しくは証券」に改め、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 外国法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益

権又はこれに類する権利を表示するもののうち、大蔵省令で定めるもの
十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券

第二條第一項第七号の次に次の一号を加える。
八 法人が事業に必要な資金を調達するため発行する約束手形のうち、大蔵省令で定めるもの

第二條第二項中「みなす」を「みなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する」に改め、同項に次の各号を加える。
一 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は主として住宅（住宅の用に供する土地及び土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの

二 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
三 前二号に掲げるもののほか、流通の状況が前項の有価証券に準ずるものと認められ、かつ、同項の有価証券と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められるものとして政令で定める金銭債権

第二條第三項中「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で、あらたに発行される有価証券の取得の申込を勧誘すること」を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む以下同じ。）のうち、次に掲げる場合に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。
一 多数の者を相手方として行う場合として

政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）
二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
第二條第四項中「売出し」を「売出し」に改め、

「不特定且つ多数の者に対し均一の条件で」を削り、「売出しの申込み」又はその買付の申込みを勧誘すること」を「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するもの」に改め、同條第五項中「発行」を「発行」に、「いう」を「いうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに大蔵省令で定める者が大蔵省令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす」に改め、同條第八項中「一を」を「いづれかを」に改め、同條第六号中「又は売出し」を「若しくは売出しの取扱いは又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの（以下「私募」という。）」に改め、同條第十項中「又は売出しのため」を「若しくは売出し（第四條第一項第二号に掲げるものを除く。）又は同條第二項に

規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のためにその相手方」に改め、「事業」の下に「その他の大蔵省令で定める事項」を加え、同條第十三項中「有価証券及び」を「有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及び」に改める。

第三條中「から第三号まで」を「及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に改め、掲げる有価証券」の下に「（企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものを除く。）」を加える。

第四條第一項本文中「売出し」を「売出し（次項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
一 その有価証券に開示が行われていない場合における当該有価証券の売出し
二 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二條第三項第二号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売出しで、適格機関投資家のみを相手方とするもの（前号に掲げるものを除く。）
三 発行価額又は売価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）
第四條第二項中「売出し」を「売出し（第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。次項及び第五項を除き、以下この章及び次章において同じ。）が」に、「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けな

いこととなる」を「第一項第一号若しくは第三号に掲げる」に、「売出しをし、又は当該募集若しくは売出し」を「売出し若しくは第二項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘のうち、有価証券の売出しに該当するもの若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定募集等」という。）をし、又は当該特定募集等」に、「募集又は売出しが同項本文」を「特定募集等が第一項本文又は第二項本文」に改め、同条第四項本文中「第一項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けないこととなる有価証券の募集又は売出しが行なわれる」を「特定募集等が行われる」に、「当該有価証券の発行者は、当該特定募集等に係る有価証券の発行者は、当該特定募集等が開始される日の前日までに」、「当該有価証券の募集又は売出し」を「当該特定募集等」に改め、同項ただし書中「発行価額又は売価額の総額が百万円以下である有価証券の募集又は売出し」を「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売価額の総額が五億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額又は売価額の総額が大蔵省令で定める金額以下のもの」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二項第三項第二号に掲げる場合に該当するものであつた有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの（以下「適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘」という。）は、発行者が当該適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に関し大蔵大臣に届出をしているものでなければ、することができない。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合及び

大蔵省令で定めるやむを得ない理由により行われることその他の大蔵省令で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第四項に次の一項を加える。

第一項第一号、第二項、第四項及び前項に規定する開示が行われている場合とは、次に掲げる場合をいう。

一 当該有価証券について既に行われた募集若しくは売出し（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に該当するものを除く。）に関する第一項の規定による届出又は当該有価証券について既に行われた適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘に関する第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が第二十四条第一項ただし書（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二 前号に掲げる場合に準ずるものとして大蔵省令で定める場合

第五項第一項本文中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項ただし書中「その他大蔵省令」を「その他大蔵省令」に改め、同項第二号中「その他公益」を「その他の公益」に改め、同条第二項中「継続して有価証券報告書」の下に「第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する報告書を含む。」以下この条において同じ。）のうち大蔵省令で定めるもの」を、「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「半期報告書」の下に「第二十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告書を含む。」以下この条において同じ。）を加え、「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「臨時報告書」の下に「第二十四条の五第三項に規定する報告書を含む。」を加え、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第一号中「有価証券報告書」の

下に「のうち大蔵省令で定めるもの」を加える。

第六条及び第七条中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条第一項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三項中「又は前条」を「若しくは前条」に、「第一項」を「当該届出者に対し、第一項」に、「指定する」を「指定し、又は第四条第一項若しくは第二項の規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知する」に、「において、第四条第一項」を「において、同条第一項又は第二項」に、「その期間」を「当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間」に、「その効力」を「当該通知をした場合にあつては直ちに若しくは当該翌日に、その効力」に改める。

第九条第二項及び第四項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、場合に、これを「場合について」に改める。

第十三条第一項中「第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項に後段として次のように加える。

開示が行われている場合（同条第一項第一号に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売価額の総額が五億円未満であるものその他大蔵省令で定めるものを除く。）に係る有価証券（次項及び第十五条第二項において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

第十三条第二項本文中「第五条第一項に規定する」を「その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による」に改め、「除く。」の下に「既に開示され

た有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）を加え、同項ただし書中「第五条第三項」を「その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目録見書のうち第五条第三項」に改め、「係る目録見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目録見書」を加え、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「売出し」を「売出し」に、「若しくは募集」を「若しくは募集し」に改め、「引受人」の下に「（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）」を加え、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十五条第一項中「又は証券会社」を「証券会社」に改め、「第二十一条第一項及び第四項」の下に「第二十三条の三第一項」を加え、「第三十一条第三号」を「第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号」に改め、「第六十六条の二」の下に「第六十六条の三」を加え、「同じ。」を「同じ。」又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は「に改め、第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に改め、同条第二項本文中「又は証券会社」の下に「（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三

た有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）を加え、同項ただし書中「第五条第三項」を「その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目録見書のうち第五条第三項」に改め、「係る目録見書」の下に「又は大蔵省令で定める要件を満たす目録見書」を加え、同条第三項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「売出し」を「売出し」に、「若しくは募集」を「若しくは募集し」に改め、「引受人」の下に「（発行者のために適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。以下この項において同じ。）の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるものを含む。以下この章において同じ。）」を加え、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第十五条第一項中「又は証券会社」を「証券会社」に改め、「第二十一条第一項及び第四項」の下に「第二十三条の三第一項」を加え、「第三十一条第三号」を「第二十七条の二十六第一項、第三十一条第一項第三号」に改め、「第六十六条の二」の下に「第六十六条の三」を加え、「同じ。」を「同じ。」又は認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。次項において同じ。）は「に改め、第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に、「取得させ又は」を「取得させ、又は」に改め、同条第二項本文中「又は証券会社」の下に「（認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一条第一項及び第四項、第二十三条の三

第二十三條の十二第二項後段中「第五條第一項に規定する」を「その募集又は売出しにつき第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五條第一項の規定による」に改め、「ものを除く。」の下に「既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四條第一項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五條第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（大蔵省令で定めるものを除く。）」を加え、「第五條第三項」を「その募集若しくは売出しにつき第四條第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を

前項本文の規定の適用を受ける適格機関投資家向け勧誘等を行う者は、同項本文に規定する有価証券を当該適格機関投資家向け勧誘等により取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に対し、同項の規定により告知すべき事項を記載した書面を交付しなければならない。

少数数向け勧誘（新たに発行される有価証

の少人数向け勧誘」という。は、当該有価証券がその買付者から多数の者に譲渡されるおそれを少なくするために必要な条件として政令で定める条件が当該有価証券の売付けに付されることを明らかにして、しなければならぬ。ただし、当該有価証券に関して開示が行われている場合、当該有価証券の売付けの総額が五億円を超えない範囲内で大蔵省令で

「第二十四条第六項」に、「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二十七條の四第一項中「第四条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第三項中「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十七條の二十九第一項中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十一條に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業務における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならない。

第三十三條第七號を削る。

第三十七條中第六號を第八號とし、第五號の次に次の二號を加える。

六 第四十三條の二第一項の認可を受けてその株式又は出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券業務を営む外国の会社その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

七 その過半数の株式（発行済株式）（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第四十二條の二第一項及び第二項、第四十三條の二第一項、第五十五條第一項並びに第六十五條の三において同じ。）が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第三十七條に次の一項を加える。

前項第七號に規定する過半数の株式の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第四十二條の次に次の二條を加える。

第四十二條の二 証券会社の取締役又は監査役は、前條の規定の適用がある場合を除き、親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な

關係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該當する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この條において同じ。）又は使用人を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、前條の規定の適用がある場合を除き、子法人等（当該証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な關係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該當する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役又は監査役を兼ねてはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が前二項の規定に違反した場合には、当該証券会社に対し当該取締役又は監査役の解任その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができ

る。

第三十六條の規定は、前項の処分について準用する。

第四十二條の三 第四十二條又は前條第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による大蔵大臣の承認は、第四十二條の他の会社又は前條第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該當するものをいう。第五十五條第二項において同じ。）でない場合に限り、することができ

る。

第四十三條の次に次の二條を加える。

令で定める会社については大蔵大臣の認可を受けて、その過半数の株式又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た数を超える出資をいう。第五十五條第一項において同じ。）を取得し、又は所有することができ

る。

前項に規定する過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第三十六條第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

第五十條第一項第四號中「普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「銀行」を「金融機関」に、「次条第一項第一號」を「第五十條の三第一項第一號」に改める。

第五十條の二を第五十條の三とし、第五十條の次に次の二條を加える。

第五十條の二 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二條第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結すること

を条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為を行うこと

と。

第五十五條中「且つ」を「かつ」に、「若しくはこれと取引をなす者を」と、これと取引をする者若しくは当該証券会社の子会社（当該証券会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社のうち大蔵省令で定める会社をいう。以下この項において同じ。）に、「資料」を「資料（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）に、「当該職員をして当該証券会社を」「当該職員をして当該証券会社若しくはその子会社」に、「物件を検査させる」を「物件の検査（子会社にあつては、当該証券会社の財産に關し必要な検査に限る。）をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、第四十二條、第四十二條の二第一項若しくは第二項又は第五十條の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、証券会社の親銀行等若しくは子銀行等に対し当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十五條第二項第二號中「第二條第一項第八號」を「第二條第一項第九號」に改め、同號を同項第五號とし、同項第一號の次に次の三號を加える。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二條第一項第八號に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの。第二條第八項各号に掲げる行為（同項第一號から第三號までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

三 第二條第一項第一號から第七號までに掲

げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)以外の有価証券のうち、同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券(前号に掲げるものを除く。)同条第八号各号に掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券 券 私募の取扱

第六十五條の二第二項中「及び第三十一條(第一号を除く。)」を「第三十一條第一項(第一号を除く。)」及び第二項並びに第三十六條第二項に改め、同条第四項中「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に改め、同条第五項及び第八項中「前条第二項第二号」を「前条第二項第五号」に改める。

第六十五條の二の次に次の一条を加える。
第六十五條の三 第六十五條の規定は、大蔵大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社、に、第二十八條第一項の免許をすることを妨げるものではない。

第六十六條中「前条第七項」を「第六十五條の二第七項」に、「国債証券等」を「有価証券」に、「第六十五條第二項第二号」を「第六十五條第二項第五号」に改める。

第六十六條の四を第六十六條の五とし、第六十六條の三を第六十六條の四とし、第六十六條の二の次に次の一条を加える。

第六十六條の三 大蔵大臣は、証券会社を監督するに当たっては、業務の運営についての証券会社の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第七百七條の二第二項第二号中「第六十五條第二項第二号イ」を「第六十五條第二項第五号イ」に改める。
第六十六條第五項第六号中「又は当該社債

券」を「その他の政令で定める有価証券又は当該有価証券」に改める。

第七百七條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券(元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券を除く。以下この条において同じ。の募集又は売出し(均一でない条件で、既に発行された有価証券の売付けの申込みをし、又はその買付けの申込みを勧誘することを含む。次条において同じ。)」を「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの(次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。)を行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該有価証券が、第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

第七百七條第二項を削る。

第七百七十一條第一項中「第二條第一項第六号又は第七号に掲げる有価証券の発行若しくは売出しを行う者」を「有価証券の不特定多数者向け勧誘等(第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。を「する者」に、「当該有価証券の募集又は売出し」を「当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等」に、「この項」を「この条」に改め、「利息の配当」の下に「その他大蔵省令で定めるもの」を加え、同条第二項を削る。
第七百九十三條の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
第七百九十七條第一号中「若しくは第二十四條

の二第二項(これらの規定を」を「(これらの規定を同条第四項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。若しくは第二十四條の二第二項」に改める。

第七百九十八條第一号中「又は売出しについて、その届出」を「若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出に、募集若しくはその取扱いは又は売出し若しくはその募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの」に改め、同条第一号の二中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「第二十四條の五第四項」を「第二十四條の五第五項」に改め、同条第三号中「第二十四條第一項から第三項まで」を「第二十四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項(第二十七條において準用する場合を含む。))及び第二十七條において準用する場合を含む。若しくは第二十四條第五項」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第四号中「第二十四條第三項、第二十四條の二第二項若しくは第二十四條の五第一項から第三項まで」を「第二十四條第五項若しくは第二十四條の二第二項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十四條の五第一項(同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。若しくは第二十四條の五第三項若しくは第四項」に、「添附書類」を「添付書類」に改める。
第七百九十九條第一号の七を同条第一号の八とし、同条第一号の六を同条第一号の七とし、同条第一号の五中「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に改め、同条同条第一号の六とし、同条第一号の四の次に次の一号を加える。

一 第五 第四十三條の二第二項の規定による認可を受けずに、同項の規定により大蔵

大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき

第二百四條第一号中「第二十四條第四項」を「第二十四條第六項」に、「第二十四條の五第四項」を「第二十四條の五第五項」に改め、同条第二号の四中「若しくは第二項(これらの規定を」を「(同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十四條の五第三項」に、「同条第三項」を「第二十四條の五第四項」に改め、「第二十四條の二第二項」を削り、同条第三号の三中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同条第三号の四中「第五十條の二第五項」を「第五十條の三第五項」に改め、同条第四号中「第六十六條の四」を「第六十六條の五」に改め、同条第七号中「第七百七十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))又は第七百七十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を「第七百七十一條又は第七百七十一條」に改める。
第二百五條第一号中「第四條第二項、同条第四項」を「第四條第三項、同条第五項」に改め、同条第五号中「第三十七條」を「第三十七條第一項」に改める。
第二百七條第一項第二号中「第七百九十九條第一号の五」を「第七百九十九條第一号の六」に改め、同項第三号中「第一号の五」を「第一号の六」に改める。
第二百八條第一号中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改め、同条第三号中「第五十四條第一項」を「第四十二條の二第三項又は第五十四條第一項」に、「又は」を「若しくは」に改める。
第二百九條中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第二十三條の十三第一項若しくは第三項又は第二十三條の十四第一項(これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

二 第二十三條の十三第二項若しくは第四項又は第二十三條の十四第二項（これらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第十六條 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「証券取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）を、第六十五條の二第一項の下に「（金融機関の証券業務の認可）を加え、同條第三号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、「第百八條の二第三項」の下に「（先物取引のための標準物の設定）」を加え、「第六十五條第二項第二号ハ」を「第六十五條第二項第五号ハ（金融機関の証券業務の禁止）」に、「規定する有価証券の売出し」を「規定する有価証券の売出し」に改める。

第五條 次の一項を加える。
2 大蔵大臣は、前項の審査に当たつては、証券業務における公正な競争が確保されるように配慮しなければならない。

第六條第三号中「又はその者と密接な関係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く）」を「（政令で定める者を除く）」に改める。

第十三條第二項中「第五條第一号」を「第五條第一項第一号」に改める。
第十四條中「大蔵大臣」を「大蔵大臣」に、「若しくは前條第三項の規定に基づく」を、「前條第三項若しくは第十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づく」に、「若しくは第十條を」を「又は第十條に」、「附する」を「付する」に、「又は第十二條第一項」を「及び第十二條第一項」に、「若しくは前條第三項の規定に基づいて」を、「前條第三項又は第十七條第一項において準用する同法第四十二條の二第三項の規定に基づいて」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第十五條中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を超えて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第九号において同じ。）又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。）以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を超えて得た額を超える出資をいう。第九号において同じ。）を所有することとなつたとき。

八 この項の規定による届出に係る前号の銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

九 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

第十五條 次の一項を加える。
2 前項第七号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、大蔵省令で定める。

第十七條第一項中「兼職等の制限」を「兼職等の制限、第四十二條の二第一項及び第三項（取締役等の兼職の制限）並びに第四十二條の三（大蔵大臣の承認）」に、「監査役」を「同法第四十二條にあつては、監査役に、から第五十條まで（兼業の制限）」を「（兼業の制限）、第四十四條から第五十條の二まで（に、及び不正取引の禁止）」を、「不正取引の禁止及び親法人等又は子法人等が関与する行為」に、「第五十條の二第一項」を「第五十條の三第一項」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十二條の二第一項中「前條」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する前條」と、「親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役若しくは監査役」とあるのは「特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）の取締役又は監査役」と、含む。以下この条において同じ。）又は使用人を」とあるのは「含む。」を」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第一項」と、同法第四十二條の三中「第四十二條又は前條第一項ただし書若しくは第二項ただし書」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條又は前條第一項ただし書」と、第四十二條の親法人等又は前條第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等」とあるのは「同法第十七條第一項において準用する第四十二條の他の会社又は同項において準用する前條第一項の特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等（同條第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等）」とあるのは「特定金融機関（同法第十七條第一項において準用する前條第一項に規定する特定法人等）」と、「第五十五條第二項において同じ。」でないとあるのは「でないと、同法第五十條の二第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同條第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替へるものとする。

第十七條第三項中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改める。

する法律第十七條第一項において準用する前條」と、「親法人等（当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十條の二において同じ。）の取締役若しくは監査役」とあるのは「特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）の取締役又は監査役」と、含む。以下この条において同じ。）又は使用人を」とあるのは「含む。」を」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第一項」と、同法第四十二條の三中「第四十二條又は前條第一項ただし書若しくは第二項ただし書」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條又は前條第一項ただし書」と、第四十二條の親法人等又は前條第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等」とあるのは「同法第十七條第一項において準用する第四十二條の他の会社又は同項において準用する前條第一項の特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等（同條第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等）」とあるのは「特定金融機関（同法第十七條第一項において準用する前條第一項に規定する特定法人等）」と、「第五十五條第二項において同じ。」でないとあるのは「でないと、同法第五十條の二第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十七條第一項において準用する第四十二條の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同條第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替へるものとする。

第十七條第三項中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第二項」に改める。

第二十一條中「に対し若しくはその支店と取引を行なう者」を、「その支店と取引を行う者又は特定法人等（第十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）に、「資料」を「資料（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）に、「当該支店を、当該支店又は当該特定法人等に、「物件を検査させる」を「物件の検査（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に關し必要な検査に限る。）をさせる」に改め、同條に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、第十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條、第四十二條の二第一項又は第五十條の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、特定金融機関（第十七條第一項において準用する同法第四十二條の三に規定する特定金融機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該特定金融機関の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第三十一條第一項中「含むものとし、外国証券会社を除く。以下この条において「外国証券業者等」というを」を含む。以下この条において同じ」に改め、同條第二項中「外国証券業者等」を「外国証券業者」に改め、同條第三項中「外国証券業者等」を「外国証券業者」に、「又は業務を廃止した」を「若しくは業務を廃止したとき、又は同項の規定により届け出た事項を変更した」に改める。

第三十四條第六号中「第五十條の二第二項」を「第五十條の三第一項」に改める。

第三十五條第六号中「第五十條の二第五項」を「第五十條の三第五項」に改め、同條第八号中

「第五十條の三第二項」に改める。

の法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に全国労働金庫協会の名称を用いている民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人で労働金庫及び労働金庫連合会が設立したものについては、施行日から起算して九月以内に、第六条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第八十九条の二第二項に規定する目的に適合する定款の変更の認可を受けた場合には、当該認可を受けた日において同条第一項の規定による全国労働金庫協会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 前項に規定する法人は、新労働金庫法第八十九条の二第三項の規定にかかわらず、前項の認可を受けるまでの間は、全国労働金庫協会という名称を用いることができる。

3 新労働金庫法第九十四条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている労働金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同法」という。)第六条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている信用協同組合連合会(新協同法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)の当該信用の供与については、施行日から

起算して三月間は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際第九條の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合」という。)が、施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において、第九条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一条第一項の規定により同項の承認を受けるまでの間は、当該組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項並びに当該組合が行う旧農協法第十条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項の事業については、なお従前の例による。

2 新農協法第十一条の三第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている組合の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

3 新農協法第五十四条の二の規定は、平成五年四月一日以降に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)第十六条の五第一項本文(新水協法第八十七条の三第一項を含む。)及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する新水協法第六條の五第一項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

2 新水協法第五十八條の二(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る新水協法第五十八條の二に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に農林中央金庫が第十一條の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有しているときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際農林中央金庫が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていないものに限る。が、新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等の取得となるときは、農林中央金庫は、施行日から起算して三月以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 新農林中央金庫法第二十二條ノ四第三項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第二項の規定は、前二項の場合において農林中央金庫が取得し、又は所有する株式等について

準用する。

4 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をしたときは、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項の認可を受けたものとみなす。

5 農林中央金庫が第一項又は第二項の規定により届出をした新農林中央金庫法第二十二條ノ四第一項各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有について施行日から起算して九月以内にその旨を定款に記載したときは、同条第四項において準用する新農林中央金庫法第二十二條ノ二第三項の規定の適用については、施行日においてその旨を定款に記載したものとみなす。

6 新農林中央金庫法第二十四條ノ三の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第十二條の規定による改正後の商工組合中央金庫法第四十條ノ二の規定は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する書類について適用する。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に第十三條の規定による改正前の普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けたもののみなされる銀行を含む。以下この条において同じ。は、施行日において、その営んでいる信託業務の種類及び方法について、第十三條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「新兼営法」という。)第一条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新兼営法第一条第一項の認可を受けたものとみなされる銀行は、施行日から三月以内に、施行日において営んでいる信託業務の種類及び方法について、大蔵省令で定め

るところにより、大蔵大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定により届出をした銀行は、その届け出たところに従って、新兼営法第一条第二項の規定によりその営む信託業務の種類及び方法を定めたものとみなす。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に第十四条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下「合併転換法」という。)の規定により行われた旧合併転換法第三条に規定する合併又は旧合併転換法第四条に規定する転換については、なお従前の例による。

2 施行日以後に行われる第十四条の規定による改正後の金融機関の合併及び転換に関する法律(以下「合併転換法」という。)第三条に規定する合併(旧合併転換法第三条に規定する合併に該当するものに限る。)又は新合併転換法第四条に規定する転換(旧合併転換法第四条に規定する転換に該当するものに限る。)については、施行日前に旧合併転換法の規定によつてした合併若しくは転換の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請その他の手続は、新合併転換法の相当の規定により行われたものとみなす。

3 新合併転換法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関が施行日以後に行う合併(新合併転換法第三条第一項第一号から第三号までに掲げる金融機関の合併に限る。)については、施行日前に旧銀行法第三十条第一項(旧長期信用銀行法第十七条又は旧外国為替銀行法第十一条において準用する場合を含む。)の規定によりされた合併の認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請は、新合併転換法第六条第一項の規定による合併の認可、同条第四項の規定により当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請とみなして、新合併転換法の規定を適用する。この場合において、存続金融

機関又は新設金融機関が外国為替銀行であるときは、新合併転換法第十七条の規定にかかわらず、旧外国為替銀行法第十条前段の規定は、なおその効力を有する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十五条の規定による改正後の証券取引法(以下「証券取引法」という。)第二章の規定は、この附則に別段の定めのある場合を除き、施行日以後に開始する新証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項各号に掲げる権利(以下「新有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘(新証券取引法第二条第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。以下同じ。)又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘(以下「取得の申込みの勧誘等」という。)及び当該取得の申込みの勧誘等に係る新有価証券の取引について適用し、施行日前に開始した第十五条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第二条第一項各号に掲げる有価証券(以下「旧有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘等及び当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前にした旧証券取引法第四条第一項の規定による届出及び旧証券取引法第二十三条の三第一項の規定による登録に係る旧有価証券の取得の申込みの勧誘等並びに当該取得の申込みの勧誘等に係る旧有価証券の取引については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に発行された新有価証券で、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が新証券取引法第二条第三項の規定が適用されていたとした場合に同項第二号イに掲げる場合に該当するものであったものの施行日以後における売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

第十六条 新証券取引法第二十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度(同条第四項において準用する同条第一項に規定する特定期間を

含む。以下この条及び附則第十八条において同じ。)に係る新証券取引法第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日以後に新証券取引法第二十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事実が生じた場合について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)又は施行日前に同条第二項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前にその募集又は売出しにつき旧証券取引法第四条第一項の規定による届出があつた旧有価証券の発行者である会社は、施行日において新証券取引法第四条第一項本文の規定の適用を受けた新有価証券の発行者である会社とみなして、新証券取引法第二十四条第一項の規定を適用する。

第十八条 新証券取引法第二十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日以後である場合における同条第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)について適用し、事業年度開始の日から六月を経過する日が施行日前である場合における旧証券取引法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。)については、なお従前の例による。

第十九条 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等銀行、信託会社その他新証券取引法第四十二条の三に規定する政令で定める金融機関をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。一の銀行等に係る銀行等の子会社(一の銀行等に大蔵省令で定めるところにより発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数に百分の五

十を乗じて得た数を超える株式(議決権のあるものに限る。)又は出資(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資を所有されている会社をいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより過半数の株式(新証券取引法第三十七条第一項第七号に規定する過半数の株式をいう。以下この条から附則第二十五条までにおいて同じ。)を所有する株式会社(新証券取引法第二十八条第二項第二号に掲げる免許をする場合には、次に掲げる株券等(株券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものをいう。以下この条及び附則第二十七条において同じ。)の売付けに係るものを除き株券等に係る新証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付してするものとする。

一 新証券取引法第二条第八項第六号に掲げる行為(以下この項及び附則第二十七条において「募集の取扱い等」という。)により顧客に取得させる株券等(取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この項において同じ。)

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権を表示する証券又は証券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる証券又は証券のうち新株引受権を表示する証券又は証券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権証券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券及び新証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で転換社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「転換社

債券等」という。)で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される債券等

四 募集の取扱等により顧客に取得させる新株引受権付社債券及び新証券取引法第二十一条第九号に掲げる有価証券で新株引受権付社債券の性質を有するもの(附則第二十七条において「新株引受権付社債券等」という。)

で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される債券等大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより新証券取引法第二十八条第二項第二号の免許を受けている証券会社の過半数の株式を所有することとなる場合には、当該証券会社の免許に、債券等に係る新証券取引法第二十八条第八項第二号及び第三号に掲げる行為(前項各号に掲げる債券等の売付けに係るものを除く。)をしない旨の条件を付することとができる。

第二十条 この法律の施行の際現に新有価証券(旧有価証券に該当するものを除く。)につき新証券取引法第二十八条第八項に規定する証券業を営んでいる者については、施行日から三月間(当該期間内に新証券取引法第三十二条の規定による免許の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、新証券取引法第二十八条の規定にかかわらず、引き続き当該証券業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後免許をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条第二項第四号の免許を受けている証券会社は、新証券取引法第二十八条第六号に掲げる私募の取扱いを営業として行おうとする

るときは、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした証券会社は、施行日において新証券取引法第二十八条第二項第四号の免許及び新証券取引法第三十三条の規定による同条第三号に係る認可を受けたものとみなす。

第二十二條 この法律の施行の際現にその過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されている証券会社は、施行日において新証券取引法第三十七条第一項第七号に該当することとなつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「遅滞なく」とあるのは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から三月以内に」とする。

第二十三條 この法律の施行の際現に証券会社の常務に従事する取締役である者が旧証券取引法第四十二条の規定による承認を受けて他の会社の常務に従事している場合において、当該他の会社が当該証券会社の新証券取引法第四十二条の三に規定する親銀行等又は子銀行等であるときは、当該承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。この場合において、その者が施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新証券取引法第四十二条の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該他の会社の常務に従事することができる。

第二十四條 この法律の施行の際現に証券会社の取締役又は監査役である者が当該証券会社の新証券取引法第四十二条の二第一項に規定する親法人等の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)又は使用人を兼ねている者(新証券取引法第四十二条の承認を受けている者を除く。)

が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該親法人等の取締役若しくは監査役又は使用人を兼ねることができる。

2 この法律の施行の際現に証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人である者が当該証券会社の新証券取引法第四十二条の二第二項に規定する子法人等の取締役又は監査役を兼ねている者(新証券取引法第四十二条の承認を受けている者を除く。)が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、同項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該子法人等の取締役又は監査役を兼ねることができる。

第二十五條 この法律の施行の際現に証券会社が外国において銀行、信託会社その他の新証券取引法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める金融機関が営む業務と同種類の業務を営む者又は同項の大蔵省令で定める会社(次項において「外国銀行等」という。)の過半数の株式又は過半数の出資(新証券取引法第四十三条の二第一項に規定する過半数の出資をいう。次項において同じ。)を所有しているときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際証券会社が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしていない株式又は出資の取得(施行日において実行していないものに限る。)による当該証券会社の株式又は出資の所有が、外国銀行等の過半数の株式又は過半数の出資の所有となるときは、当該証券会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第二項の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三條第二項の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式又は出資の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 前二項の規定により届出をした証券会社は、当該届出に係る株式又は出資の所有につき、施行日において新証券取引法第四十三条の二第一項の認可を受けたものとみなす。

4 施行日前に旧証券取引法第三十三条の規定によつてした同条第七号に係る認可(この法律の施行の際現に過半数の株式を所有している会社に係るものに限る。)は、新証券取引法第四十三条の二第一項の規定によつてした認可とみなす。

第二十六條 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為のいづれかを営業として行つて銀行、信託会社その他の旧証券取引法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める金融機関(次項において「銀行等」という。)は、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

一 新証券取引法第六十五条第二項第二号又は第三号に掲げる有価証券 新証券取引法第二十八条第八項各号に掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 新証券取引法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券 新証券取引法第二十八条第八項第六号に掲げる私募の取扱

2 前項の規定による届出をした銀行等は、施行日において新証券取引法第六十五条の二第一項

の規定による認可を受けたものとみなす。
(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 大蔵大臣は、当分の間、一の銀行等、一の銀行等に係る銀行等の子会社又は一の銀行等及び当該銀行等に係る銀行等の子会社が、大蔵省令で定めるところにより外国証券会社(第十六条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律(以下「新外国証券業者法」という。))第三十三条第三項第二号の免許を受けているものに限る。の)の新外国証券業者法第十五条第一項第九号に規定する過半数の株式又は過半数の出資を所有することとなる場合には、当該外国証券会社の免許に、次に掲げる株券等の売付けに係るものを除き株券等に係る新外国証券業者法第三十三条第三項第二号に掲げる行為をしてはならない旨の条件を付することができる。

一 募集の取扱い等により顧客に取得させる株券等(取得の時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに限る。以下この条において同じ。)

二 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権証券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

三 募集の取扱い等により顧客に取得させる転換社債券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものの転換により取得される株券等

四 募集の取扱い等により顧客に取得させる新株引受権付社債券等で当該顧客に取得させた時から継続して当該顧客のために保護預りをするものに表示される新株引受権の行使により取得される株券等

第二十八条 この法律の施行の際現に第十六条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律(以下「旧外国証券業者法」という。))第三十三条第四号の免許を受けている外国証券会社

は、新証券取引法第二條第八項第六号に掲げる私募の取扱いを営業として行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、施行日から三月以内に業務の内容その他の事項を大蔵大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした外国証券会社は、施行日において新外国証券業者法第三十三条第三項第四号の免許及び新外国証券業者法第三十条の規定による同条第二号に係る認可を受けたものとみなす。

第二十九条 この法律の施行の際現に新外国証券業者法第十五条第一項第九号に規定する過半数の株式又は過半数の出資が他の一の法人その他の団体によって所有されている外国証券会社は、施行日において同号に該当することとなつたものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「過半数(第三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ)」とあるのは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から三月以内」とする。

第三十条 この法律の施行の際現に外国証券会社の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員(監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)である者が旧外国証券業者法第十七条第一項において準用する旧証券取引法第四十二条の規定による承認を受けて他の会社の常務に従事している場合において、当該他の会社が当該外国証券会社の新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の三に規定する特定金融機関であるときは、当該承認は、施行日の前日を限り、その効力を失う。

この場合において、その者が施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該他の会社の常務に従事することができ

第三十一条 この法律の施行の際現に外国証券会社の支店の代表者又はその支店に駐在する役員である者が当該外国証券会社の新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の二第一項に規定する特定法人等の取締役又は監査役(理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)を兼ねている者(新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の承認を受けている者を除く。)が、施行日から一月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をしたときは、新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第四十二条の二第一項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該特定法人等の取締役又は監査役を兼ねることができ

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第三十四条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第一項中、「相互銀行業」を削る。

(相続税法の一部改正)

第三十六條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号中「兼営する銀行」を「営む金融機関」に改め、「営業所」の下に「又は事業所」を加える。

第五十九條第一項第三号中「兼営する銀行」を「営む金融機関」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十一條の七第一項及び第七十二條の三第一項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十二條の四十八第三項中「相互銀行」を削る。

法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項」に改める。

(農業共済基金法の一部改正)
第四十條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項中「同條第十三項」を「同條第二十五項」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)
第四十一條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「こえない」を「越えない」に、「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号の契約に基づく」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一條の無尽による給付」を削る。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)
第四十二條 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「並びに第五十三條第四号及び第五号」を「第五十三條第四号及び第五号並びに第五十五條の二」に改める。

(住宅融資保険法の一部改正)
第四十三條 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号の契約に基づく」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項の契約に基づく」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第四十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四條の九第一項第一号中「第十條の二第一項又は第三項」を「第十一條の四第一項又は第三項」に改め、同條第四項中「第十條の二第二項」を「第十一條の四第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第四十五條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和五十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む金融機関」に改める。

第三十四條の二第二項第八号中「第十條の十二」を「第十一條の十四」に改める。

第五十七條の五第一項第四号中「第十條の三」を「第十一條の五」に改める。

第六十五條の四第一項第八号中「第十條の十二」を「第十一條の十四」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)
第四十六條 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第四号から第九号まで」を「第四号から第八号まで」に改め、同項中「第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる」。

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)
第四十七條 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項」に改め、「掛金」の下に「次項において「掛金」という。」を加え、同條第三項中「次に掲げるもの」を「臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條の規定により定められた最高限度の金利による利息(定期積金又は

掛金にあつては、これらの契約に係る給付金額から払込金又は掛金の金額の合計額を控除した金額に相当するもの及び配当」に改め、同項各号を削る。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)
第四十八條 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「相互銀行」を削る。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)
第四十九條 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「相互銀行」を削り、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

(所得税法の一部改正)
第五十條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和五十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第七十四條第四号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二條第一項第一号(相互銀行の業務)」を「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第四項(定義等)」に改める。

第七十六條第一項及び第二項第二十七條中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十一條 施行日以後に支払を受けるべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四條第四号に規定する契約に基づく同号の給付補てん金については、前条の規定による改正後の所得税法第七十四條第四号に規定する契約に基づく同号の給付補てん金とみなして、同条の規定を適用する。

(法人税法の一部改正)
第五十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二十七号中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和五十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第十二條第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第八十四條第二項第三号イ中「第十條の三」を「第十一條の五」に改める。

(日本労働者住宅協会の法律の一部改正)
第五十三條 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「第五十八條」の下に「及び第五十八條の二」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第五十四條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号の課税物件の物件名欄中「相互銀行」を「銀行」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第五十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

けたものとみなされるものに限る。又は「を削り、転換後の法人が」の下に「労働金庫又は」を加え、「合併又は」を削る。

(預金保険法の一部改正)

第五十六条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項第三号中「相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号」を「銀行法第二条第四項」に改める。

第六十六条第二項中「第二条第一項第一号から第四号まで」を「第二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第六十七条第一項中「金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の規定により継続することができる業務に係るものを除く。」及び「合併又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条第一項中「第三条第二号から第四号まで」を「第三条第一項第四号から第九号まで」に改める。

第八十一条中「(相互銀行法第十四条において準用する場合を含む。を削り、外国為替銀行法第十一条及び相互銀行法第十四条を「及び外国為替銀行法第十一条」に改め、「相互銀行法第十四条」を削り、「第九条の八」を「第九条の九」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「第五十五条の二第二項から第四項まで」を加える。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第五十七条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号イ中「第六十六条の四」を「第六十六条の五」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第五十八条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように

改正する。

第二条第四項第一号中「同条第六項」を「同条第六項から第九項まで」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に改め、同項第三号中「同条第二項」を「同条第二項及び第三項」に改める。

(日本国有鉄道清算事業団法の一部改正)

第五十九条 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第九項中「同条中「掲げる有価証券」を「同条中「掲げる有価証券(企業内容等)」に、「日本国有鉄道清算事業団特別債券を除く。」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券その他企業内容等」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第六十条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第一条第一項」を「第二条第十三項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六十一条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に、「同項」を「前項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第六十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

(証券投資信託法等の一部改正)

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「第六十五

条第二項第二号ハ」を「第六十五条第二項第五号ハ」に改める。

一 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二項

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第五項

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十二号及び第五条第三十一号中「相互銀行業」を削る。

理由

内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入をはじめとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施するため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。